

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年2月10日

【計算期間】 第2特定期間（第2期から第3期）  
（自 平成26年5月13日 至 平成26年11月10日）

【ファンド名】 G S日本株・プラス（米ドルコース）

【発行者名】 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役 桐谷 重毅

【本店の所在の場所】 東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー

【事務連絡者氏名】 法務部 山崎 誠吾

【連絡場所】 東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー

【電話番号】 03 - 6437 - 6000

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

## 第一部【ファンド情報】

## 第1【ファンドの状況】

## 1【ファンドの性格】

## (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

主としてマザーファンドへの投資を通じて、日本の上場株式へ投資に加え為替取引による米ドルへの投資効果を追求することにより、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

## 商品分類表

| 単位型・追加型    | 投資対象地域         | 投資対象資産<br>(収益の源泉)                         | 独立区分              | 補足分類                      |
|------------|----------------|---|-------------------|---------------------------|
| 単位型<br>追加型 | 国内<br>海外<br>内外 | 株式<br>債券<br>不動産投信<br>その他資産<br>( )<br>資産複合 | MMF<br>MRF<br>ETF | インデックス型<br>特殊型<br>(通貨運用型) |

(注) 本ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

- 追加型・・・一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
- 内外・・・投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- 資産複合・・・投資信託約款において、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- 特殊型(通貨運用型)・・・投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法(通貨運用型)の記載があるものをいいます。

## 属性区分表

| 投資対象資産   | 決算頻度   | 投資対象地域   | 投資形態                                  | 為替ヘッジ               | 対象インデックス                             | 特殊型  |
|--|--|--|---------------------------------------|---------------------|--------------------------------------|--|
| 株式<br>一般<br>大型株<br>中小型株<br>債券<br>一般<br>公債<br>社債<br>その他債券<br>クレジット属性<br>( )<br>不動産投信<br>その他資産<br>(投資信託証券(資産複合(株式、通貨)))<br>資産複合<br>( )<br>資産配分固定型<br>資産配分変更型 | 年1回<br>年2回<br>年4回<br>年6回<br>(隔月)<br>年12回<br>(毎月)<br>日々<br>その他<br>( ) | グローバル<br>( )<br>日本<br>北米<br>欧州<br>アジア<br>オセアニア<br>中南米<br>アフリカ<br>中近東<br>(中東)<br>エマージング | ファミリー<br>ファンド<br><br>ファンド・<br>オブ・ファンズ | あり<br>( )<br><br>なし | 日経225<br><br>TOPIX<br><br>その他<br>( ) | ブル・ベア型<br><br>条件付運用型<br><br>ロング・ショート型<br>絶対収益追求型<br><br>その他<br>(通貨運用型) |

(注) 本ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

- その他資産(投資信託証券(資産複合(株式、通貨)))・・・目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて実質的に株式および通貨を投資収益の主たる源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- 年4回・・・目論見書または投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。
- 日本・・・目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ファミリーファンド・・・目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいいます。
- 為替ヘッジなし・・・目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものをいいます。
- その他(通貨運用型)・・・本ファンドでは日本株式の運用に加えて為替予約取引等のデリバティブ取引を利用した通貨運用を行います。

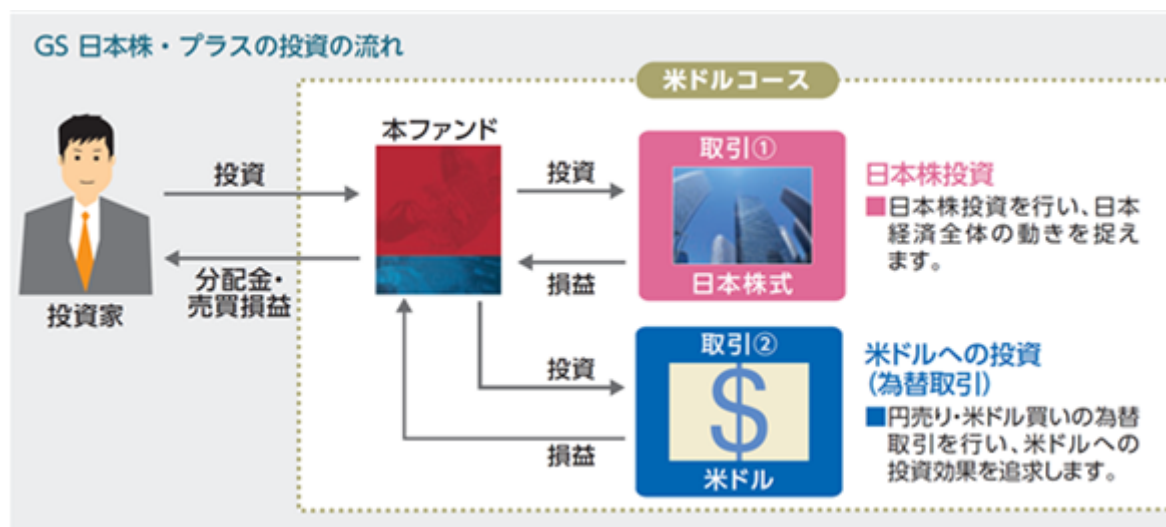
上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。商品分類および属性区分の内容につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp>）をご参照ください。

本ファンドおよびマザーファンドを総称して以下「GS日本株・プラス」ということがあります。なお、本書において、文脈により別に解すべき場合を除き、「本ファンド」にマザーファンドが含まれることがあります。

委託会社は、受託銀行(後記「(3)ファンドの仕組み 2.ファンドの関係法人 委託会社および本ファンドの関係法人の名称および関係業務 b. 受託会社」に定義します。以下同じ。)と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。なお、委託会社は、受託銀行と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

GS 日本株・プラス（米ドルコース）に、3ヵ月分配型と付記することがあります。

#### <ファンドのポイント>



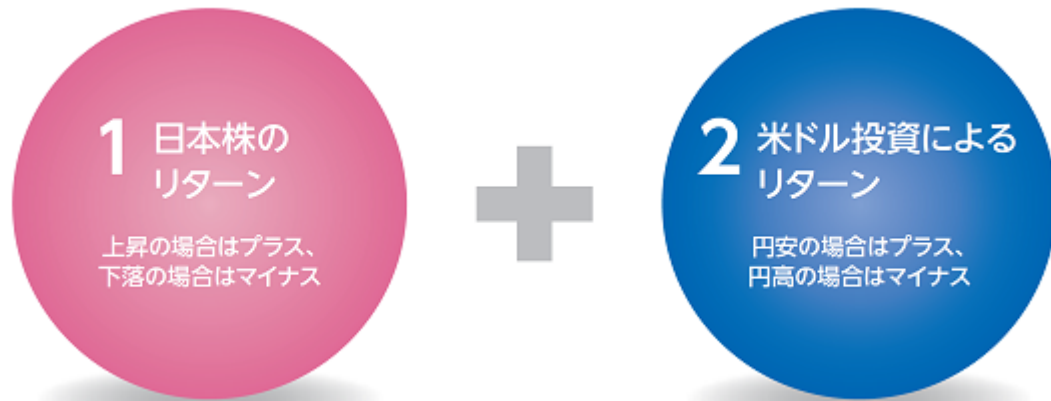
本ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。上記ではマザーファンドの記載を省略しています。マザーファンドは、TOPIXとの連動を維持しながら、長期的にTOPIX（東証株価指数）を上回る運用成果を追求します。委託会社は、本ファンドおよびマザーファンドの運用をゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（投資顧問会社。以下「GSAMニューヨーク」といいます。）に委託します。GSAMニューヨークは運用の権限の委託を受けて、日本株式の運用（デリバティブ取引に係る運用を含みます。）を行います。

## &lt;ファンドの特徴&gt;

- 1．国内の上場株式を主要投資対象とした運用を行うと同時に、円売り・米ドル買いの為替取引を行い、米ドルへの投資効果を追求します。
- 2．株式運用部分においては、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント独自開発の計量モデルを用い、TOPIX（東証株価指数）との連動性を維持しながら、長期的にこれを上回る運用成果（プラスアルファ）を目指します。
- 3．3ヵ月毎に決算を行い、配当等収益や株式の値上がり益および為替の評価益を中心に収益分配を行います。

運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。  
市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

米ドルコースの収益源は主に以下の2つが挙げられます。

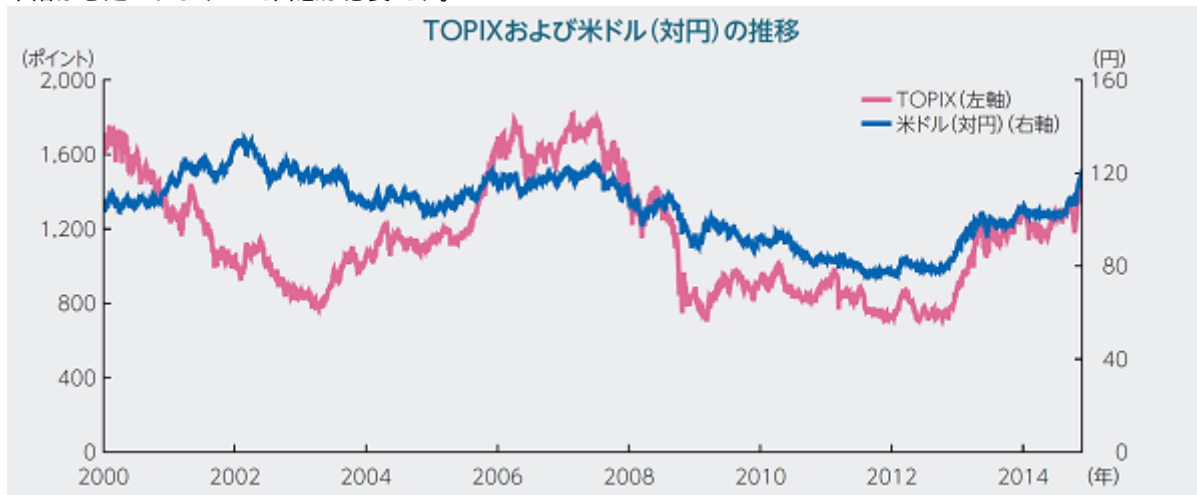


上記の米ドル投資は、円高・米ドル安になった場合、あるいは日本円の短期金利が米ドルの短期金利を上回った場合等には、損失が発生する可能性があります。

より詳細な収益イメージについては、後記「通貨選択型ファンドの収益イメージ」をご参照ください。  
本ファンドは「為替変動リスク」を伴います。詳しくは後記「3 投資リスク」をご覧ください。

## &lt; TOPIXと米ドル(対円)相場の推移 &gt;

近年、日本株と米ドル(対円)の相関関係が強まっています。株高と円安が同時に進行すると、両方の要因による基準価額の上昇をもたらしますが、逆に、株安と円高が同時に進行した場合には、両方の要因による基準価額の下落が想定されますので留意が必要です。

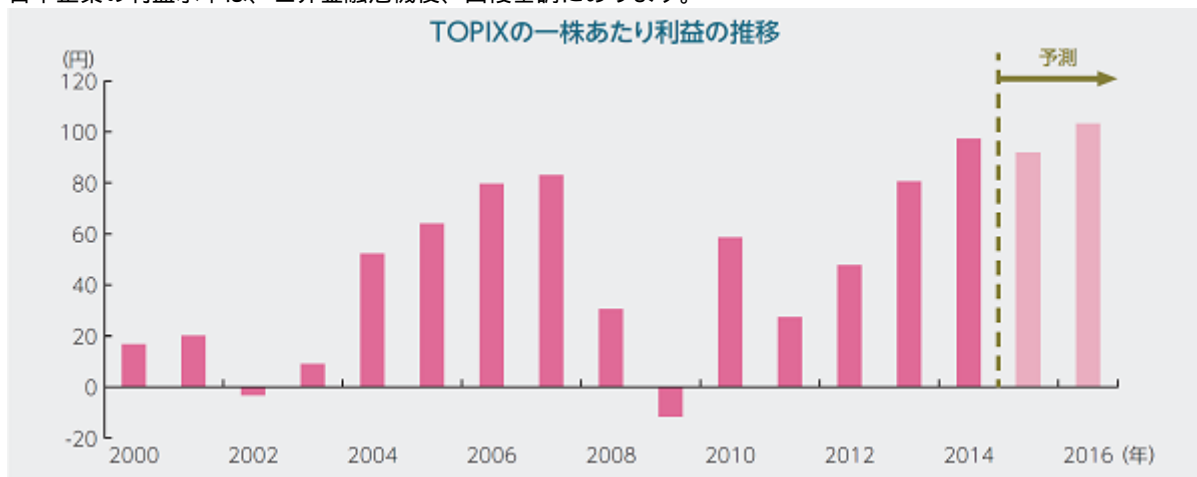


出所:ブルームバーグ 期間:2000年1月~2014年11月

上記は過去のデータであり、将来の結果を示唆または保証するものではありません。

## &lt; 日本の企業収益の推移 &gt;

日本企業の利益水準は、世界金融危機後、回復基調にあります。



出所:ブルームバーグ(予測値を含む) 期間:2000年~2016年(2015年および2016年は予測値)

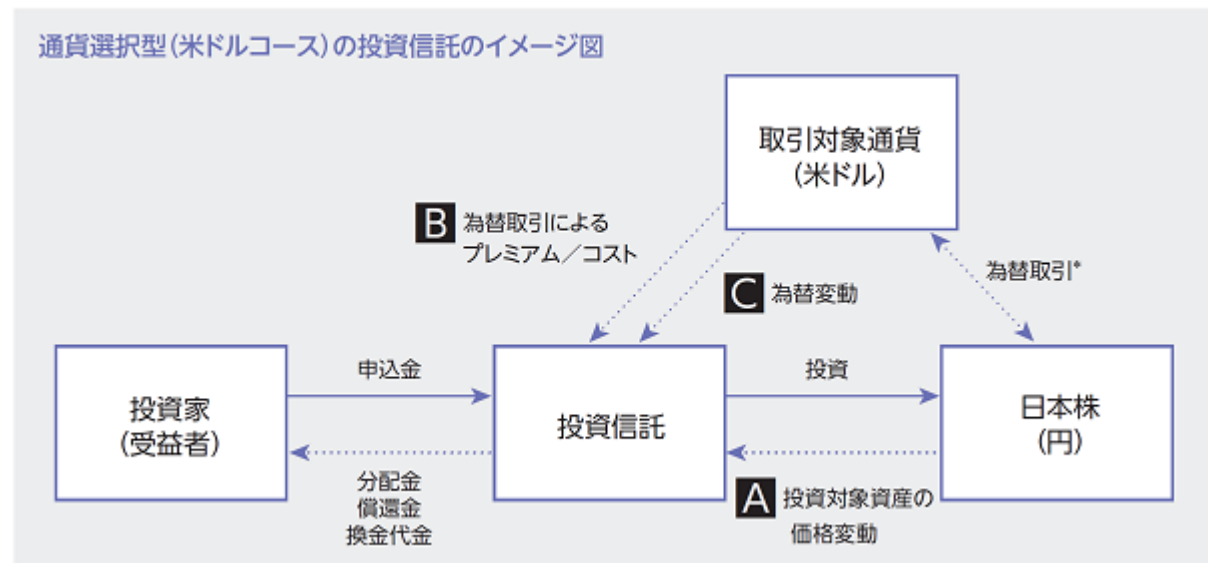
予測値はブルームバーグが算出した市場予想の中央値

上記は過去のデータおよび一時点における予測値であり、将来の結果を示唆または保証するものではありません。

経済、市場等に関する予測は、高い不確実性を伴うものであり、大きく変動する可能性があります。委託会社は、予測値の達成を保証するものではありません。また、将来予告なしに変更する場合があります。

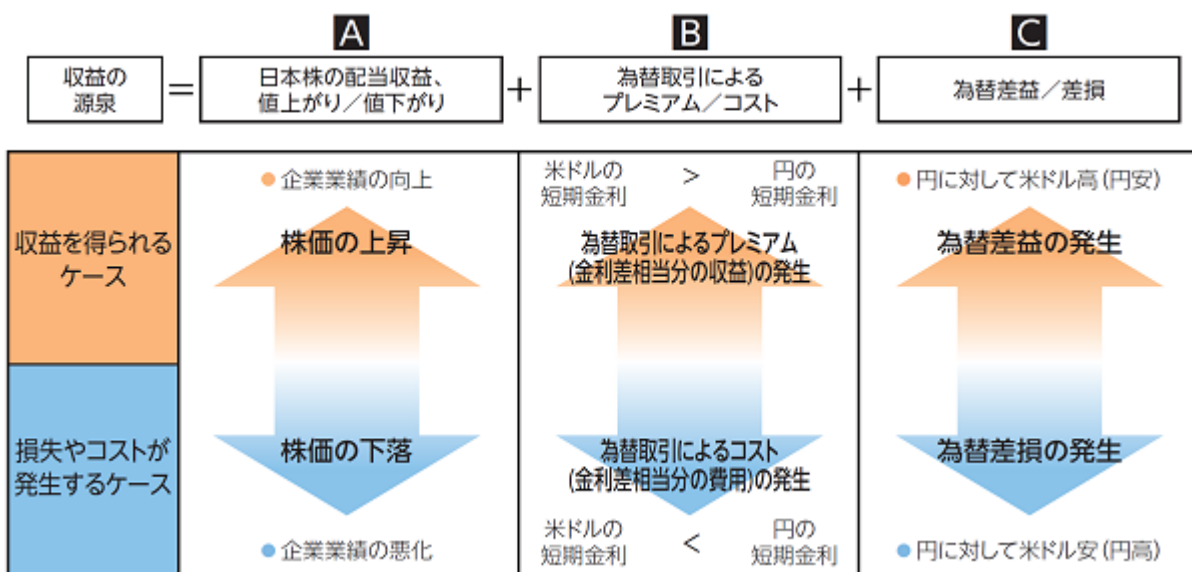
## 通貨選択型ファンドの収益イメージ

通貨選択型の投資信託は、株式や債券などといった投資対象資産に加えて、為替取引の対象となる円以外の通貨も選択することができるように設計された投資信託です。



\* 取引対象通貨が円以外の場合には、当該取引対象通貨の対円での為替リスクが発生することに留意が必要です。

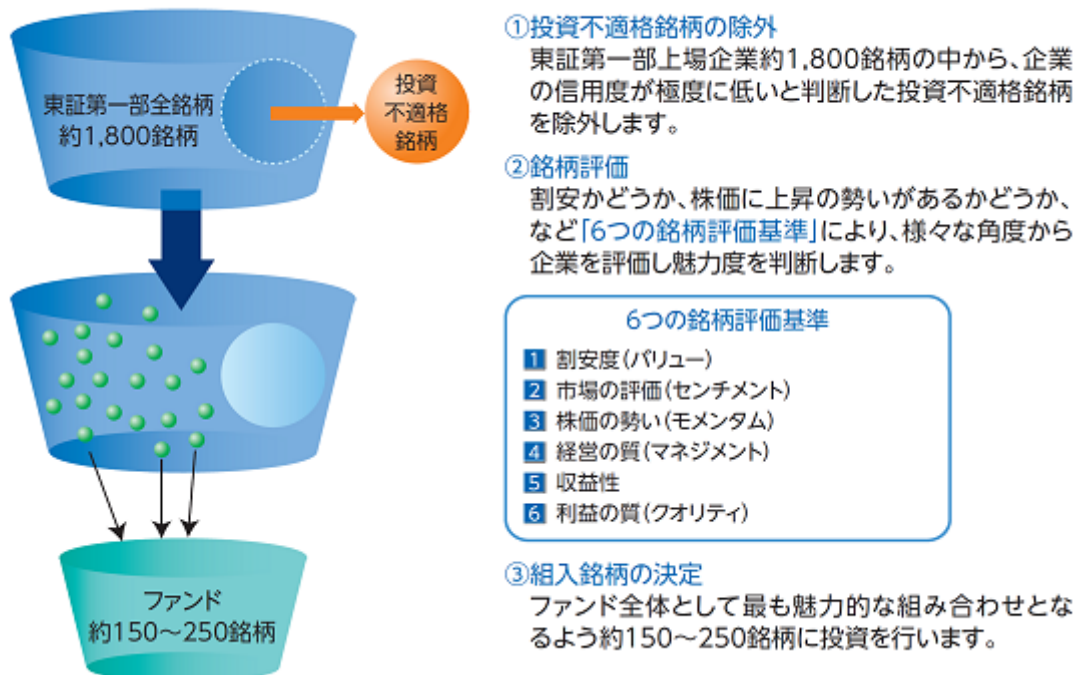
通貨選択型の投資信託の収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。これらの収益源に相応してリスクが内在していることに注意が必要です。



## &lt;ファンドの運用&gt;

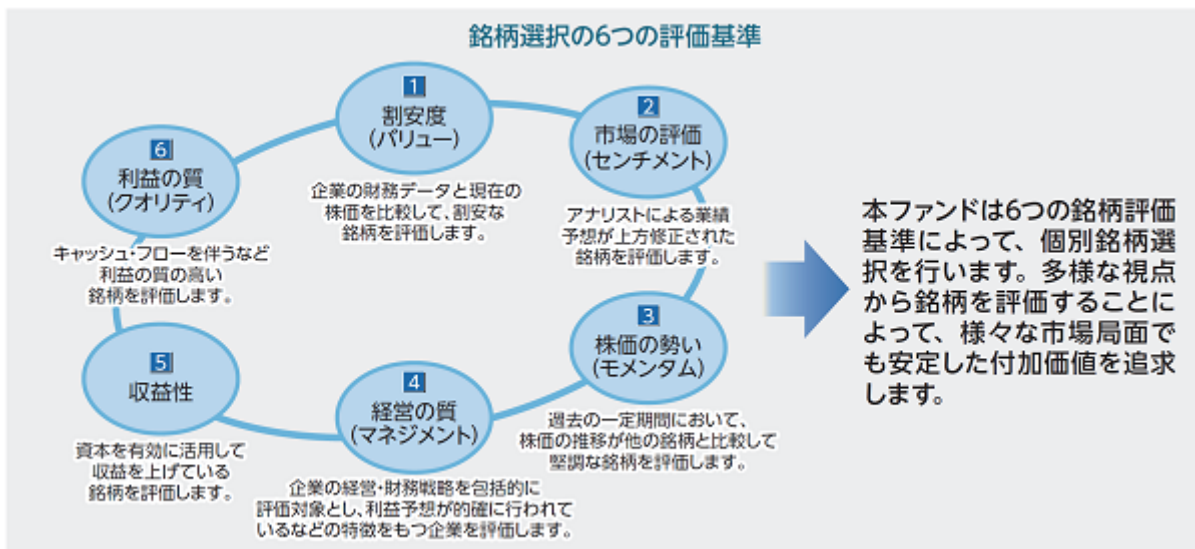
本ファンドの運用は、G S A Mニューヨークの計量投資戦略グループが担当します。ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント独自開発の計量モデルを用いて運用が行われます。計量モデルでは情報を大量に処理することや客観的に銘柄の評価・分析を行うことが可能となるため、投資対象が市場全体と広い本ファンドの運用には最適な運用手法であると考えます。

## 独自開発の計量モデルを用いた運用手法



上記は現行モデルに基づくものであり、計量モデルの改良・更新は継続的・恒常的に行われています。上記がその目的を達成できる保証はありません。なお、組入銘柄の数は、市場のリスク等を考慮した最適化のプロセスにより決定されます。市場の状況やその他の要因によっては、上記の銘柄数の範囲外となることもあります。

## 多様な視点からの銘柄評価に基づき、安定した付加価値を追求します。



6つの銘柄評価基準についての各記述部分は、それぞれの評価基準に含まれる評価対象項目の例を示しています。

上記は現行モデルに基づくものであり、計量モデルの改良・更新は継続的・恒常的に行われています。上記がその目的を達成できる保証はありません。

## （２）【ファンドの沿革】

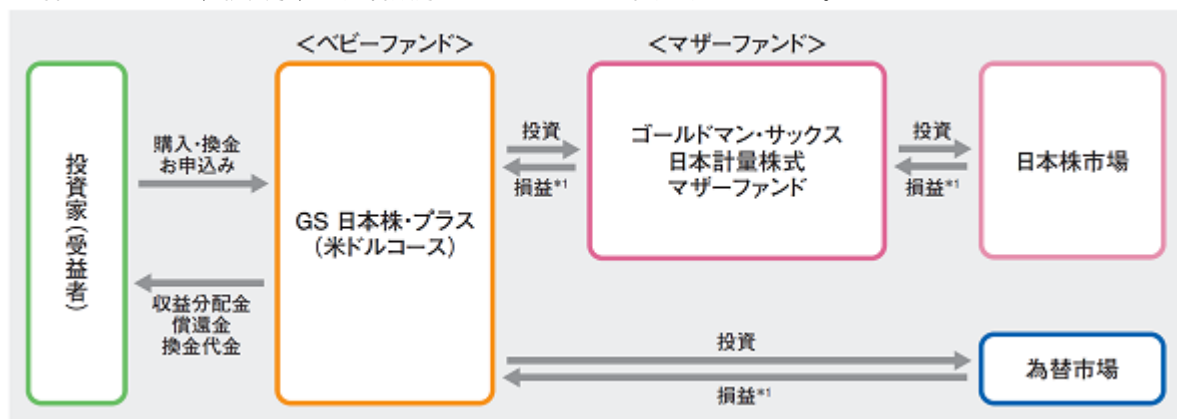
本ファンドの信託設定日は2014年1月24日であり、同日より運用を開始します（予定）。

マザーファンドの信託設定日は2000年11月30日であり、同日より運用を開始しました。

## （３）【ファンドの仕組み】

### １．ファンドの仕組み

本ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。ファミリーファンド方式とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を実質的に同一の運用方針を有するマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。ただし、ベビーファンドから有価証券等に直接投資することもあります。商品性格が等しい複数のファンドが存在する場合、これらをひとつにまとめることで、低コストで効率よく運用することが可能になるため、投資家、運用者双方にメリットのある仕組みといえます。



\*1 損益はすべて投資家である受益者に帰属します。

\*2 販売会社によっては円コース、通貨分散コースおよび米ドルコースとの間でのスイッチングが可能です。くわしくは販売会社にお問い合わせください。

### ２．ファンドの関係法人

委託会社および本ファンドの関係法人の名称および関係業務

#### a．委託会社（ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社）

本ファンドの委託者として、ファンドに集まったお金（信託財産といいます。）の運用指図等を行います。本ファンドの運営の仕組みは下記の「ファンド関係法人」の図に示すとおりです。なお、株式先物取引の売買執行をゴールドマン・サックス（シンガポール）ピーティーイー等に委託する場合があります。また、委託会社は、信託財産の計算その他本ファンドの事務管理に関する業務を第三者に委託することがあります。

#### b．投資顧問会社（ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー）

本ファンドおよびマザーファンドの投資顧問会社として、委託会社との間の基本会社間投資顧問契約（以下「投資顧問契約」といいます。）に基づき、委託会社より日本株式の運用（デリバティブ取引等に係る運用を含みます。）の指図に関する権限の委託を受けています。

#### c．受託会社（みずほ信託銀行株式会社（以下「受託銀行」といいます。））

本ファンドの受託者として、委託会社との間の信託契約に基づき、信託財産の保管および管理業務、基準価額の計算等を行います。

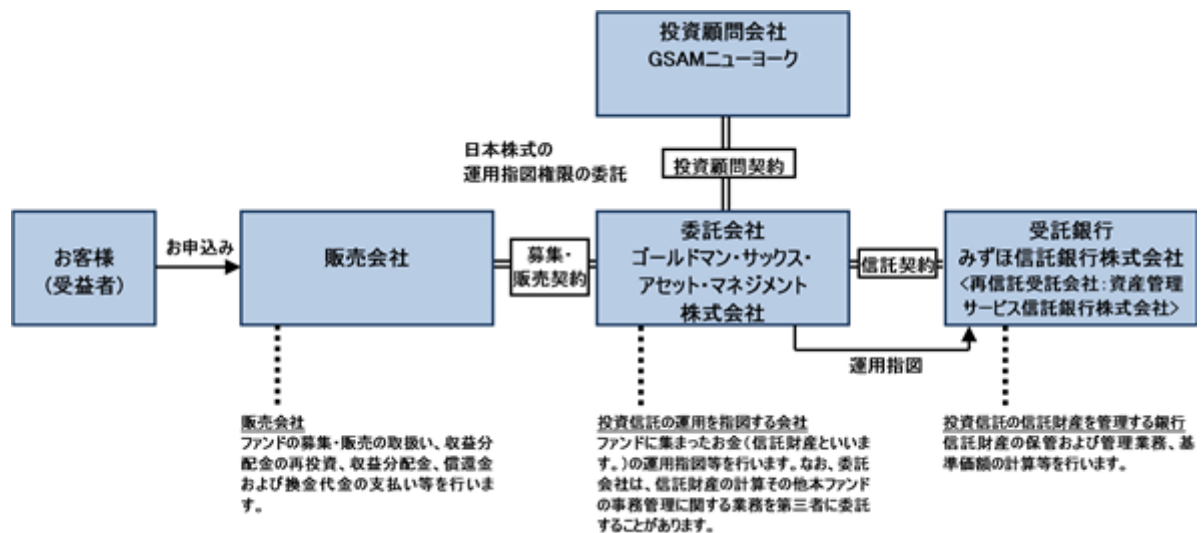
なお、上記業務の一部につき再信託先である資産管理サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

#### d．販売会社

本ファンドの販売会社として、委託会社との間の証券投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約書（以下「募集・販売契約」といいます。）に基づき、ファンドの募集・販売の取扱い、収益分配金の再投資、収益分配金、償還金および換金代金の支払い等を行います。



## ファンド関係法人



## &lt;ご参考&gt; ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（GSAM）とは

ゴールドマン・サックスは、1869年（明治2年）創立の世界有数の金融グループのひとつであり、世界の主要都市に拠点を有し、世界中の政府機関・企業・金融機関等に対して、投資銀行業務・証券売買業務・為替商品取引・資産運用業務など、多岐にわたる金融サービスを提供しています。

ゴールドマン・サックスの資産運用グループであるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（GSAM）は、1988年の設立以来、世界各国の投資家に資産運用サービスを提供しており、2014年6月末現在、グループ全体で9,923億米ドル（約100.6兆円<sup>\*</sup>）の資産を運用しています。

<sup>\*</sup>米ドルの円貨換算は便宜上、2014年6月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝101.36円）により、計算しております。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの東京拠点です。

## 委託会社等の概況

## a. 資本金

委託会社の資本金の額は金4億9,000万円です（本書提出日現在）。

## b. 沿革

1996年2月6日 会社設立

2002年4月1日 ゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント・ジャパン・リミテッドの営業の全部を譲受け、商号をゴールドマン・サックス投信株式会社からゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社に変更

## c. 大株主の状況

（本書提出日現在）

| 氏名又は名称                        | 住所                                   | 所有株式数<br>（株） | 所有比率<br>（％） |
|-------------------------------|--------------------------------------|--------------|-------------|
| ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー | アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市ウエスト・ストリート200番地 | 6,336        | 99          |
| ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク        | アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市ウエスト・ストリート200番地 | 64           | 1           |

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

#### a. 基本方針

本ファンドは、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

#### b. 本ファンドの運用方針

- ・ 主としてマザーファンド受益証券に投資します。
- ・ 信託財産は、マザーファンドを通じて主として日本の上場株式（これに準ずるものを含みます。）に投資します。マザーファンドの株式への投資割合は、原則として高位に保ちます。
- ・ 信託財産では、為替予約取引等のデリバティブ取引を用いて、米ドルへの投資効果を追求します。
- ・ ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント独自開発の計量モデルを用い、多様な評価基準に基づいて株式の銘柄選択を行うことにより、グロース相場、バリュース相場といったさまざまな市場局面においても安定した付加価値の獲得を追求します。
- ・ 投資状況に応じ、マザーファンドと同様に株式等への直接の投資により運用を行うこともあります。
- ・ 市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

#### c. マザーファンドの運用方針

- ・ TOPIXを運用上のベンチマークとし、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント独自の計量モデルを用いたアクティブ運用により銘柄選択等を行い、付加価値の追求を目指します。ここでいう「TOPIX（Tokyo Stock Price Index、東証株価指数）」とは、東京証券取引所第一部全銘柄基準時（1968年1月4日終値）の時価総額を100として、その後の時価総額を指数化したものです。なお、TOPIXには、配当を含む指数と配当を含まない指数がありますが、本マザーファンドのベンチマークとしては、配当を含まない指数を採用しております。
- ・ 企業業績情報等を取り入れ、株式の割高・割安を的確に把握するよう努め、投資判断に役立てます。
- ・ 市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

なお、本ファンドおよびマザーファンドでは、運用の効率化を図るため、関連会社に運用の指図にかかる権限を以下の通り委託します。

| 委託先の名称                                    | 委託先の所在地                       | 委託の内容                         | 委託にかかる費用   |
|---|-------------------------------|-------------------------------|--|
| ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（GSAMニューヨーク） | アメリカ合衆国<br>ニューヨーク州<br>ニューヨーク市 | 日本株式の運用(デリバティブ取引等に係る運用を含みます。) | 別に定める取り決めに基づく金額が委託会社から原則として毎月支払われるものとし、信託財産からの直接的な支払いは行いません。 |

## (2) 【投資対象】

## (a) 投資の対象とする資産の種類（信託約款第16条）

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第27条、第28条および第29条に定めるものに限りません。）
  - ハ. 金銭債権
  - ニ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

## (b) 投資対象有価証券（信託約款第17条第1項）

委託会社（委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けたGSAMニューヨークを含みます。以下、関連する限度において同じ。）は、信託金を、主としてマザーファンド受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証書と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. 資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
18. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの。
22. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

23. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、1.の証券または証書、13.ならびに18.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券および13.ならびに18.の証券または証書のうち2.から6.までの証券または証書の性質を有するものおよび16.の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、14.の証券および15.の証券(投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

(c) 有価証券以外の投資対象(信託約款第17条第2項および第3項)

委託会社は、信託金を、上記(b)の有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

上記(b)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記1.ないし6.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(d) その他の取引の指図

委託会社は、以下の取引の指図をすることができます。

1. 信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすること。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 信託財産で保有する有価証券を信用取引の委託保証金の代用として差入れることの指図をすること。
3. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有さない有価証券または借入れた有価証券を売付けることの指図をすること。なお、当該売付の決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
4. 信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすること。
5. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためおよび価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすること、ならびに信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所等における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所等における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすること、ならびに信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためおよび価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所等における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすること。
6. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすること。
7. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすること。
8. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債につき貸付の指図をすること。

9．信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約を指図すること。

なお、委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性を図るため、信託財産における特定の資産につき、有価証券の借入れ、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、直物為替先渡取引、為替予約取引、資金の借入れその他の取引により信託財産の負担する債務を担保するため、日本法または外国法に基づく担保権の設定（現金を預託して相殺権を与えることを含みます。）の指図をすることができ、また、これに伴い適用法上当該担保権の効力を発生させ、または対抗要件を具備するために必要となる契約の締結、登記、登録、引渡しその他一切の行為を行うことの指図をすることができます。

担保権の設定に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

（注）本書において「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

本書において「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

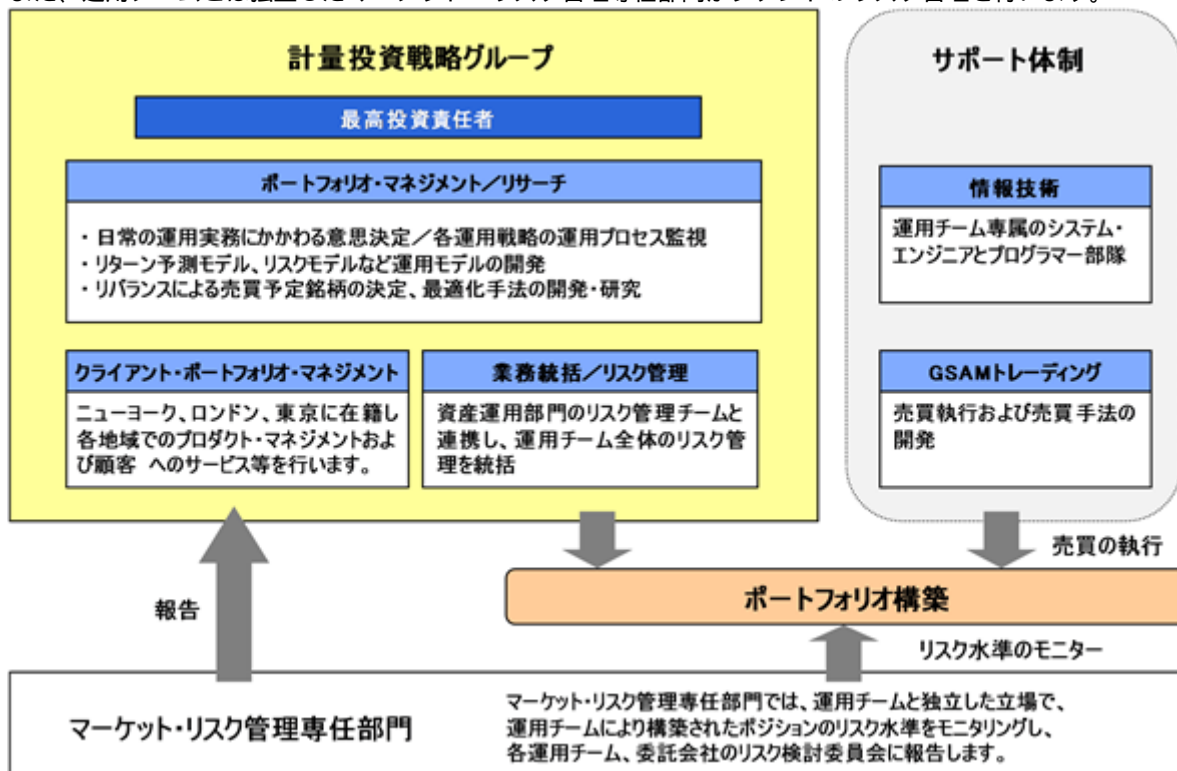
本書において「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

## (3) 【運用体制】

## a. 組織

本ファンドの運用は、GSAMニューヨークの計量投資戦略グループが担当します。**なお、株式先物取引の売買執行をゴールドマン・サックス（シンガポール）ピーティーイー等に委託する場合があります。**

また、運用チームとは独立したマーケット・リスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。



(注1) リスク管理とは、ポートフォリオのリスクを監視し、一定水準に管理することを目指したものであり、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

(注2) 上記運用体制およびリスク管理体制は、将来変更される場合があります。

## b. 運用体制に関する社内規則等

ファンドの運用に関する社内規則として、ポートフォリオ・マネジャーが遵守すべきサービス規程のほか、有価証券などの売買執行基準およびその遵守手続きなどに関して取扱い基準を設けることにより、法令遵守の徹底を図るとともに、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止し、かつ売買執行においては最良執行に努めています（運用の全部または一部を海外に外部委託する場合には、現地の法令および諸規則にもあわせて従うこととなります。）。

## c. 内部管理体制

委託会社は、リスク検討委員会を設置しています。リスク検討委員会は、法務部、コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項等（ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。）に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。

## (4) 【分配方針】

2014年5月12日以降、3ヵ月毎の決算時（毎年2月10日、5月10日、8月10日および11月10日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）に、配当や株式の値上がり益および為替の評価益を中心に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。ただし、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。



上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益および売買損益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。

分配金額は、基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、基準価額水準、市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本（1万円＝1万円）を下回る場合においても分配を行うことがあります。

収益分配にあらず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、元本部分と同様に運用の基本方針に基づき運用を行います。

一般コースの場合、収益分配金は、原則として計算期間終了日から起算して5営業日までに販売会社を通じて支払を開始します。

自動けいぞく投資コースの場合、収益分配金は、税金を差引いた後各計算期間終了日の基準価額により無手数料で全額自動的に再投資されます。

自動けいぞく投資コースの場合で、収益分配金の受取りをご希望の方は、販売会社によっては再投資を中止することを申し出ることができます。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

## &lt; 収益分配金に関わる留意点 &gt;

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

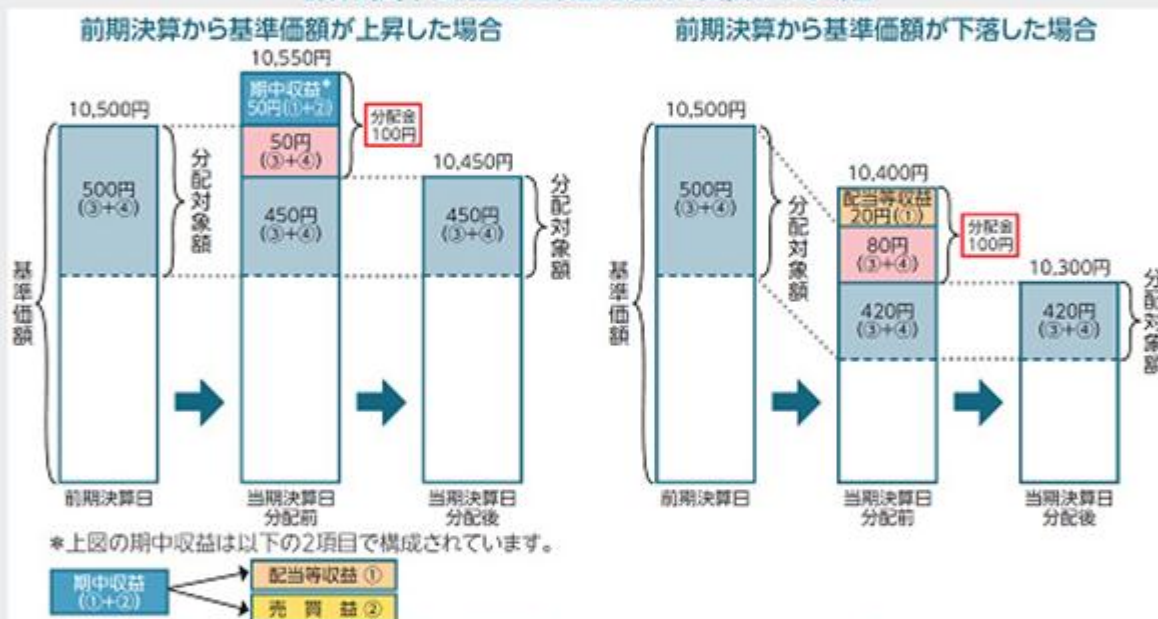
## 投資信託で分配金が支払われるイメージ



分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。  
計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金(当該計算期間よりも前に累積した配当等収益および売買益)④収益調整金(信託の追加設定の際、追加設定をした価額から元本を差引いた差額分)です。

## 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



※上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

上記のとおり、分配金は計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合がありますので、元本の安全性を追求される投資家の場合には、市場の変動等に伴う組み入れ資産の価値の減少だけでなく、収益分配金の支払いによる元本の払戻しにより、本ファンドの基準価額が減価することに十分ご注意ください。

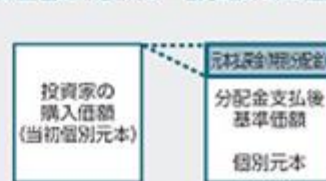
投資家のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の基準価額の値上がり、支払われた分配金額より小さかった場合も実質的に元本の一部払戻しに相当することがあります。元本の一部払戻しに該当する部分は、元本払戻金(特別分配金)として非課税の扱いになります。

## 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

## 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資家のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。  
元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資家の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少(特別分配金)します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後記「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご覧ください。



## (5) 【投資制限】

本ファンドは、以下の投資制限に従います。

## (a) 信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

1. 株式への実質投資割合には制限を設けません。
2. デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
3. 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
4. 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
5. 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
6. 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
7. 投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
8. 外貨建資産への投資については、特に制限を設けません。
9. 株式以外の資産への実質投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
10. デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則に従い、委託会社が定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

「実質投資割合」とは、投資対象である有価証券につき、本ファンドの信託財産に属する当該有価証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該有価証券のうち本ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の本ファンドの信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。

## (b) 信託約款上のその他の投資制限

## 1. 信用取引の指図および範囲（信託約款第24条）

信用取引の指図は、売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により上記の売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

## 2. 有価証券の空売りの指図および範囲（信託約款第25条）

信託財産において有さない有価証券または借入れた有価証券を売付けることの指図は、当該売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の売付にかかる有価証券の時価の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

## 3. 有価証券の借入れの指図および範囲（信託約款第26条）

有価証券の借入れの指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

上記の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

## 4. 先物取引等の運用指図（信託約款第27条）

委託会社は、以下の指図を行うことができます。

- ・わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引（選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ））
- ・わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引
- ・わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引

## 5. スワップ取引の運用指図（信託約款第28条）

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として本ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは担保の受入れの指図を行うものとします。

6. 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図（信託約款第29条）

金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として本ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託会社は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

7. 有価証券の貸付の指図および範囲（信託約款第30条）

株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の50%を超えないものとします。

上記に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

8. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款第31条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

9. 外国為替予約の運用指図（信託約款第32条）

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

かかる予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

かかる限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

10. 資金の借入れ（信託約款第38条）

委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合のその期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(c) その他の法令上の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。)を行い、又は継続することを内容とした運用を行うことを受託銀行に指示することはできません(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)。

### 3【投資リスク】

#### (1) 投資リスク

本ファンドへの投資には、一定のリスクを伴います。本ファンドの購入申込者は、以下に掲げる本ファンドに関するリスクおよび留意点を十分にご検討いただく必要があります。なお、以下に記載するリスクおよび留意点は、本ファンドに関わるすべてのリスクおよび留意点を完全に網羅しないことにつき、ご留意下さい。

##### (a) 元本変動リスク

投資信託は預貯金と異なります。本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額が変動します。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。信託財産に生じた損益はすべてご投資家の皆さまに帰属します。主なリスクとして、以下のものが挙げられます。

##### 1. 株式投資リスク（価格変動リスク・信用リスク）

本ファンドは、日本株式を主要な投資対象としますので、本ファンドへの投資には、株式投資にかかる価格変動等の様々なリスクが伴うこととなります。

本ファンドの基準価額は、株式等の組入る有価証券の値動きにより大きく変動することがあり、元金が保証されているものではありません。特に日本株式の下降局面では本ファンドの基準価額は大きく下落する可能性が高いと考えられます。

一般には株価は、個々の企業の活動や一般的な市場・経済の状況に応じて変動します。したがって、本ファンドに組入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落していく可能性があります。現時点において価格が上昇傾向であっても、その傾向が今後も継続する保証はありません。また、発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。

##### 2. 為替変動リスク

本ファンドは、米ドルへの投資効果の追求を目的として円を売建てる為替予約取引等を行います。したがって本ファンドへの投資には為替変動リスクが伴います。為替変動の影響を直接的に受けるため、円高局面ではその資産価値を大きく減少させる可能性があります。

日本株式の価格と米ドルの対円での為替レートは、市場環境によっては同時に下落する場合があります。これにより、本ファンドの基準価額がより大幅に下落する可能性があります。世界市場の混乱や急激な変動、経済危機等により、市場参加者がリスク回避傾向を強めた場合等において、このような状況が生じる場合があります。

また、為替および金利の動向によっては、為替予約取引等に伴うコストが想定以上に発生することがあります。この場合のコストとは、概ね売建てる円の金利と買建てる通貨の金利の差に相当し、円の金利のほうが低い場合、この金利差分収益が得られますが、円の金利の方が高い場合、この金利差分収益が低下します。なお、本ファンドは円建てですので、為替取引を通じて獲得を目指す内外短期金利差収益は、最終的に円に転換されます。したがって、為替相場が相対的に円高になれば、最終的な円表示での受取り金利の額は減少します。

##### 3. 内外短期金利差に関するリスク

本ファンドは、日本円短期金利を支払い、米ドルの短期金利を受取る取引を行います。したがって、日本円の短期金利と米ドルの短期金利との差が相対的に縮小しあるいは日本円の短期金利が相対的に高くなれば、差引きの結果として受取ることができる金利収入が減少し、あるいは支払い金利の額が受取り金利の額より大きくなる場合があります。

##### 4. 株式の流動性リスク

本ファンドの投資対象には、流動性の低い株式も含まれております。このような株式への投資は、ボラティリティ（価格変動率）が比較的高く、また流動性の高い株式に比べ、市況によっては大幅な安値での売却を余儀なくされる可能性があることから、大きなリスクを伴います。このような場合、本ファンドの基準価額が大きく下落する可能性や換金に対応するために十分な資金を準備できないことにより換金のお申込みを制限することがあります。

##### 5. 取引先に関するリスク

有価証券の貸付、為替取引、スワップ取引、先物取引、余資運用等において、相手先の決済不履行リスクや信用リスクが伴います。

##### 6. デリバティブ取引に関するリスク

本ファンドは、運用において為替予約取引等のデリバティブ取引を投資収益を上げる目的で利用します。デリバティブの運用には、本ファンドが損失を被るリスクを伴います。さらに、他の運用手法に比べてより大きく価格が変動する可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等様々なリスクが伴い

ます。これらの運用手法は、投資収益を上げる目的で積極的に用いますが、実際の価格変動が委託会社や投資顧問会社の見通しと異なった場合には、本ファンドが損失を被るリスクを伴います。また、デリバティブ取引を取り扱う金融機関等の数が限られることから、有利な取引条件を選択する機会が限られる場合、あるいは取引が行えない場合があります。

#### 7. 市場の閉鎖等に伴うリスク

金融商品市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより本ファンドの運用が影響を被り、基準価額の下落につながる場合があります。

##### (b) 解約申込みに伴う基準価額の下落に関わる留意点

短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。また、解約資金を手当てするため、資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

##### (c) 計量運用に関わる留意点

本ファンドは、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの計量リスク管理モデルまたは計量モデルを用いて運用を行います。計量モデルは仮説に基づき構成されたものであり、市場動向は必ずしもこの仮説と同様の動きを示さない場合があります。このような場合には、本ファンドの基準価額に影響を及ぼす可能性があります。

##### (d) 資産規模に関わる留意点

本ファンドの資産規模によっては、本書で説明するような投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

##### (e) ファミリーファンド方式に関わる留意点

本ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、本ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、本ファンドの基準価額に影響が及ぶ場合があります。

##### (f) 繰上償還に関わる留意点

委託会社は、受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合等には、受託銀行と合意のうえ、必要な手続を経て、この信託を終了させることができます。また、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるときまたは正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、必要な手続を経て、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。繰上償還された場合には、申込手数料は返還されません。

##### (g) 外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）に関わる留意点

2014年6月30日より後に行われる米国源泉の利子または配当（および同様の支払い）の本ファンドに対する支払いおよび2016年12月31日より後に行われる米国源泉の利子もしくは配当を生じうる財産の売却その他の処分による総受取額の本ファンドに対する一定の支払いは、30%の源泉徴収税の対象となります。ただし、本ファンドが米国内国歳入庁（以下「IRS」といいます。）との間で源泉徴収契約を締結すること、本ファンドが一定の受益者から一定の情報を取得すること、本ファンドがかかる情報のうち一定の情報をIRSに開示すること等の要件が満たされる場合には、源泉徴収税の対象とはなりません。本ファンドがかかる源泉徴収税の対象とならない保証はありません。受益者は、この源泉徴収税について考えられる影響についてご自身の税務顧問にご相談ください。

## &lt;外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)について&gt;

外国口座税務コンプライアンス法(Foreign Account Tax Compliance Act)(以下「FATCA」といいます。 )として知られる米国の源泉徴収規定により、外国金融機関またはその他の外国事業体に対する(i) 2014年6月30日より後に行われる、定額または確定可能額の米国源泉の所得の1年に一度または定期的な一定の支払い、(ii) 2016年12月31日より後に行われる、米国源泉の利子または配当を生じうる財産の売却その他の処分による総受取額に帰せられる一定の支払い、および(iii) 2016年12月31日より後に行われる、外国金融機関による一定の支払い(またはその一部)は、本ファンドがFATCAにおける各種報告要件を充足しない限り、30%の源泉徴収税の対象となります。米国は、日本の金融機関によるFATCAの実施に関して、日本政府との間で政府間協定(以下「日米政府間協定」といいます。 )を締結しています。FATCAおよび日米政府間協定の下で、本ファンドは、この目的上、「外国金融機関」として扱われることが予想されます。本ファンドは、外国金融機関として、FATCAを遵守するには、IRSに登録して、IRSとの間で、特に以下の要件を本ファンドに義務付ける内容の契約(以下「FFI契約」といいます。 )を締結する必要があります。

1. 受益者が「特定米国人」(すなわち、免税事業体および一定のその他の者を除く米国連邦所得税法上の米国人)および(一定の場合)特定米国人により所有される非米国人(以下「米国所有外国事業体」といいます。 )に該当するか否かを判断するために、一定の受益者に関する情報を取得し、確認すること
2. FATCAを遵守していない受益者の情報(をまとめて)、特定米国人の情報および米国所有外国事業体の情報を1年に一度IRSに報告すること
3. 特定米国人、米国所有外国事業体またはFATCAを遵守していない外国金融機関であって、本ファンドから報告義務のある額の支払いを受ける既存の口座保有者からの同意の取得を試み、一定の当該保有者の口座情報をIRSに報告すること、新規口座については、かかる同意の取得を口座開設の条件とすること

本ファンドがFFI契約を締結してこれを遵守することができる保証はなく、本ファンドがこの30%の源泉徴収税を免除される保証もありません。

各受益者は、本ファンドへの投資により、当該受益者の税務上の居住国・地域の税務当局が、本ファンドから、直接または間接的かを問わず、条約、政府間協定等の規定に従い、当該受益者に関する情報の提供を受ける可能性があることをご認識ください。これに関し、本ファンドが特定米国人および米国所有外国事業体である受益者に関する情報を1年に一度報告する義務に加えて、IRSは、日米租税条約に基づき、FATCAを遵守していない受益者に関する情報を日本の財務大臣に請求することができます。

受益者は、この源泉徴収税について考えられる影響についてご自身の税務顧問にご相談ください。

## (h) 法令・税制・会計等の変更可能性に関わる留意点

法令・税制・会計等は変更される可能性があります。

## (i) その他の留意点

収益分配金・一部解約金・償還金の支払いはすべて販売会社を通じて行われます。それぞれの場合においてその金額が販売会社に対して支払われた後は、委託会社は受益者への支払いについての責任を負いません。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用について、販売会社は販売(お買付代金の預り等を含みます。 )について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。

## (2) 投資リスクに対する管理体制

運用チームとは独立したマーケット・リスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームとは独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、委託会社のリスク検討委員会に報告します。

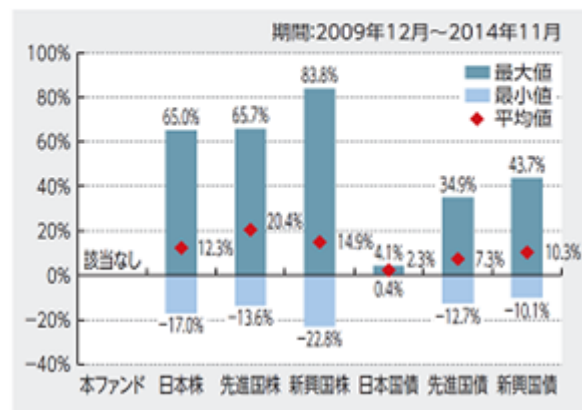
リスク検討委員会は、法務部・コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項等（ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。）に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。

（注1） リスク管理とは、ポートフォリオのリスクを監視し、一定水準に管理することを目指したものであり、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

（注2） 上記リスク管理体制は、将来変更される場合があります。

## (3) 参考情報

## GS 日本株・プラス 米ドルコース

本ファンドの年間騰落率および  
分配金再投資基準価額の推移(注1)本ファンドと他の代表的な  
資産クラスとの騰落率の比較(注1)(注2)

グラフは、本ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

## (注1)

● ファンドの設定日が2014年1月24日のため、左グラフの分配金再投資基準価額(月次)は2014年1月末以降のデータを表示しています。また、右グラフのファンドの騰落率については、各月末の直近1年間の騰落率であるため、該当データがなく、代表的な資産クラスについてのみ表示しています。

## (注2)

● 全ての資産クラスが本ファンドの投資対象とは限りません。  
● 上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、本ファンドおよびその他の代表的資産クラスについて表示したものです。

## ● 各資産クラスの指数

日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）

先進国株：MSCI コクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）

新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）

日本国債：NOMURA-BPI 国債

先進国債：シティ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド（円ベース）

※ 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースまたは円換算ベースの指数を採用しております。

本ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額および当該基準価額の年間騰落率が記載されており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

## 4【手数料等及び税金】

### (1)【申込手数料】

(a) 3.78%（税抜3.5%）を上限として販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を、取得申込日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額が申込手数料となります。詳しくは、販売会社までお問い合わせいただくか、申込手数料を記載した書面等をご覧ください。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。

申込手数料は、商品および投資環境に関する情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価として販売会社が得る手数料です。

(b) 販売会社によっては米ドルコース、GS日本株・プラス（円コース）（以下「円コース」といいます。）、GS日本株・プラス（通貨分散コース）（以下「通貨分散コース」といいます。）の間においてスイッチング（乗換え）が可能です。スイッチングにかかる手数料等、詳しくは販売会社までお問い合わせください。

本ファンドにおける「スイッチング」とは、円コース、通貨分散コースまたは米ドルコースの受益者が当該コースの受益権の一部解約金（手取額）をもってその支払いを行った販売会社で当該コース以外のコースの受益権の取得のお申込みをする場合をいいます。

なお、スイッチングの際には、換金時と同様に換金（解約）されるコースに対して換金にかかる税金が課されることにつきご注意ください。

(c) 自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。

### (2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）請求には手数料はかかりません。

### (3)【信託報酬等】

以下の支払先が行う本ファンドに関する業務の対価として本ファンドから支払われる信託報酬は、本ファンドの信託財産の計算期間を通じて毎日、本ファンドの信託財産の純資産総額に、年率1.6092%（税抜1.49%）を乗じて得た額とします。委託会社、受託銀行および販売会社間の配分については以下のとおりとします。なお、販売会社の間における配分については、販売会社の取扱いにかかる純資産総額に応じて決められます。

| 支払先  | 役務の内容                                       | 配分                     |
|------|---|------------------------|
| 委託会社 | ファンドの運用、受託会社への指図、基準価額の算出、目論見書・運用報告書等の作成 等   | 年率0.7452%<br>（税抜0.69%） |
| 販売会社 | 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、分配金・換金代金・償還金の支払い業務 等 | 年率0.81%<br>（税抜0.75%）   |
| 受託銀行 | ファンドの財産の管理、委託会社からの指図の実行 等                   | 年率0.054%<br>（税抜0.05%）  |

なお、委託会社の報酬には、GSAMニューヨークへの投資顧問報酬が含まれます。投資顧問報酬の信託財産からの直接的な支払いは行いません。

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。委託会社および販売会社の報酬は本ファンドから委託会社に対して支払われ、販売会社の報酬は委託会社より販売会社に対して支払われます。受託銀行の報酬は本ファンドから受託銀行に対して支払われます。

### (4)【その他の手数料等】

本ファンドから支払われる費用には以下のものがあります（ただし、これらに限定されるものではありません。）。

- (a) 株式等の売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用
- (b) 外貨建資産の保管費用
- (c) 借入金の利息、受託銀行等の立替えた立替金の利息
- (d) 信託財産に関する租税



(e) その他信託事務の処理等に要する諸費用（監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。また、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せずかつ委託会社の合理的判断により本ファンドに関連して生じたと認めるものを含みます。）

上記(a)から(d)記載の費用・税金については、ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、委託会社は、上記(e)記載の諸費用の支払いを信託財産のために行い、その金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、信託財産の純資産総額の年率0.05%相当額を上限として定率で日々計算され、本ファンドより受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、随時かかる諸費用の定率を見直し、0.05%を上限としてこれを変更することができます。

上記(e)記載の諸費用の額は、本ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から委託会社に対して支払われます。

#### (5) 【課税上の取扱い】

収益分配時・換金時・償還時に受益者が負担する税金は本書提出日現在、以下のとおりです。

ただし、税法が改正された場合には、下記の内容が変更になることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

#### 個人の受益者の場合<sup>\*1</sup>

| 時期                 | 項目        | 税金                            |
|--------------------|-----------|-------------------------------|
| 収益分配時              | 所得税および地方税 | 普通分配金 × 20.315% <sup>*2</sup> |
| 換金時<br>(解約請求による場合) | 所得税および地方税 | 譲渡益 × 20.315% <sup>*2</sup>   |
| 償還時                | 所得税および地方税 | 譲渡益 × 20.315% <sup>*2</sup>   |

\*1 法人の受益者の場合については、後記「収益分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

\*2 詳しくは、後記「収益分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

上記のほか、申込手数料に対する消費税等相当額をご負担いただきます。

元本払戻金（特別分配金）は投資元本の一部払戻しとみなされ、非課税扱いとなります。

なお、外国での組入有価証券の取引には、当該外国において税金または費用が課せられることがあります。また、信託報酬および信託財産から支払われる費用等について消費税等が課せられる場合には、当該消費税等相当額は信託財産により負担されます。

本ファンドは、課税上、株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は、少額投資非課税制度（NISA）の適用対象です。

#### 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度（NISA）をご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### < 個別元本について >

個別元本とは、追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）をいい、税法上の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等ごとに、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「元本払戻金(特別分配金)」については、下記の<収益分配金の課税について>をご覧ください。)

#### <収益分配金の課税について>

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っていた場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っていた場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

##### 個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として20%(所得税15%、地方税5%)の税率による源泉分離課税が行われ、確定申告は不要です。しかしながら、確定申告により、総合課税(配当控除の適用はありません。)または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

- ・2014年1月1日以後2037年12月31日まで：20.315%(所得税15.315%、地方税5%)

所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金)は課税されません。

収益分配金について上場株式等の配当等として確定申告を行う場合(申告分離課税を選択した場合に限ります。)、上場株式等の譲渡による損失(公募株式投資信託の買取差損・解約(償還)差損を含みます。)との損益通算が可能です。

##### 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として15%(所得税15%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

- ・2014年1月1日以後2037年12月31日まで：15.315%(所得税15.315%)

所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金)は課税されません。

なお、益金不算入制度は適用されません。

#### <換金時および償還時の課税について>

##### 個人の受益者に対する課税

換金時および償還時の譲渡益が課税対象となり、原則として20%(所得税15%、地方税5%)の税率による申告分離課税が適用されます。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

- ・2014年1月1日以後2037年12月31日まで：20.315%(所得税15.315%、地方税5%)

譲渡益が発生し課税される場合は、源泉徴収選択口座を用いなければ、源泉徴収は行われず、確定申告が必要となります。また、買取差損および解約(償還)差損を含めて上場株式等の譲渡損が発生した場合は、確定申告を行うことにより、上場株式等の配当等(申告分離課税を選択した場合に限ります。)との損益通算が可能です。

## 法人の受益者に対する課税

換金時および償還時の個別元本超過額については、原則として15%（所得税15%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

- ・ 2014年1月1日以後2037年12月31日まで：15.315%（所得税15.315%）

## 5【運用状況】

## (1)【投資状況】

(2014年11月28日現在)

| 資産の種類               | 国/地域 | 時価合計(円)       | 投資比率(%) |
|---------------------|------|---------------|---------|
| 親投資信託受益証券           | 日本   | 1,372,465,540 | 88.30   |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) |      | 181,929,920   | 11.70   |
| 合計(純資産総額)           |      | 1,554,395,460 | 100.00  |

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## 参考情報

&lt;ゴールドマン・サックス日本計量株式マザーファンド&gt;

(2014年11月28日現在)

| 資産の種類               | 国/地域 | 時価合計(円)       | 投資比率(%) |
|---------------------|------|---------------|---------|
| 株式                  | 日本   | 8,742,594,730 | 95.69   |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) |      | 393,360,602   | 4.31    |
| 合計(純資産総額)           |      | 9,135,955,332 | 100.00  |

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

(2014年11月28日現在)

| 順位 | 国/地域 | 種類            | 銘柄名                          | 数量又は<br>額面総額 | 帳簿価額<br>単価<br>(円) | 帳簿価額<br>金額<br>(円) | 評価額<br>単価<br>(円) | 評価額<br>金額<br>(円) | 投資<br>比率<br>(%) |
|----|------|---------------|------------------------------|--------------|-------------------|-------------------|------------------|------------------|-----------------|
| 1  | 日本   | 親投資信託<br>受益証券 | ゴールドマン・サックス日本計<br>量株式マザーファンド | 830,941,176  | 1.6242            | 1,349,635,949     | 1.6517           | 1,372,465,540    | 88.30           |

## 種類別及び業種別投資比率

(2014年11月28日現在)

| 種類        | 投資比率(%) |
|-----------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 88.30   |
| 合計        | 88.30   |

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## 参考情報

## &lt;ゴールドマン・サックス日本計量株式マザーファンド&gt;

(2014年11月28日現在)

| 順位 | 国/地域 | 種類 | 銘柄名               | 業種         | 数量又は<br>額面総額 | 帳簿価額<br>単価<br>(円) | 帳簿価額<br>金額<br>(円) | 評価額<br>単価<br>(円) | 評価額<br>金額<br>(円) | 投資<br>比率<br>(%) |
|----|------|----|-------------------|------------|--------------|-------------------|-------------------|------------------|------------------|-----------------|
| 1  | 日本   | 株式 | 三菱UFJフィナンシャル・グループ | 銀行業        | 499,700      | 630.90            | 315,260,730       | 686.40           | 342,994,080      | 3.75            |
| 2  | 日本   | 株式 | 三井住友フィナンシャルグループ   | 銀行業        | 56,400       | 4,463.00          | 251,713,200       | 4,475.00         | 252,390,000      | 2.76            |
| 3  | 日本   | 株式 | パナソニック            | 電気機器       | 146,900      | 1,418.00          | 208,304,200       | 1,532.50         | 225,124,250      | 2.46            |
| 4  | 日本   | 株式 | アステラス製薬           | 医薬品        | 125,000      | 1,752.50          | 219,062,500       | 1,707.00         | 213,375,000      | 2.34            |
| 5  | 日本   | 株式 | 日本たばこ産業           | 食料品        | 55,300       | 3,890.00          | 215,117,000       | 3,802.50         | 210,278,250      | 2.30            |
| 6  | 日本   | 株式 | 三井物産              | 卸売業        | 115,000      | 1,652.50          | 190,037,500       | 1,637.50         | 188,312,500      | 2.06            |
| 7  | 日本   | 株式 | オリックス             | その他金融業     | 113,500      | 1,570.50          | 178,251,750       | 1,565.50         | 177,684,250      | 1.94            |
| 8  | 日本   | 株式 | 野村ホールディングス        | 証券、商品先物取引業 | 241,800      | 716.67            | 173,291,878       | 714.00           | 172,645,200      | 1.89            |
| 9  | 日本   | 株式 | 富士フイルムホールディングス    | 化学         | 43,700       | 3,718.50          | 162,498,450       | 3,935.50         | 171,981,350      | 1.88            |
| 10 | 日本   | 株式 | 大和証券グループ本社        | 証券、商品先物取引業 | 180,000      | 942.70            | 169,686,000       | 953.90           | 171,702,000      | 1.88            |
| 11 | 日本   | 株式 | 大和ハウス工業           | 建設業        | 74,800       | 2,199.50          | 164,522,600       | 2,260.50         | 169,085,400      | 1.85            |
| 12 | 日本   | 株式 | ソフトバンク            | 情報・通信業     | 19,900       | 7,721.00          | 153,647,900       | 7,963.00         | 158,463,700      | 1.73            |
| 13 | 日本   | 株式 | ブラザー工業            | 電気機器       | 71,200       | 2,048.00          | 145,817,600       | 2,218.00         | 157,921,600      | 1.73            |
| 14 | 日本   | 株式 | 第一三共              | 医薬品        | 89,800       | 1,700.50          | 152,704,900       | 1,749.50         | 157,105,100      | 1.72            |
| 15 | 日本   | 株式 | ヤマハ発動機            | 輸送用機器      | 61,100       | 2,286.00          | 139,674,600       | 2,523.00         | 154,155,300      | 1.69            |
| 16 | 日本   | 株式 | コニカミノルタ           | 電気機器       | 110,300      | 1,261.00          | 139,088,300       | 1,384.00         | 152,655,200      | 1.67            |
| 17 | 日本   | 株式 | 富士通               | 電気機器       | 225,000      | 674.00            | 151,650,821       | 678.10           | 152,572,500      | 1.67            |
| 18 | 日本   | 株式 | NTN               | 機械         | 275,000      | 495.00            | 136,125,000       | 553.00           | 152,075,000      | 1.66            |
| 19 | 日本   | 株式 | 日本通運              | 陸運業        | 254,000      | 513.00            | 130,302,000       | 570.00           | 144,780,000      | 1.58            |
| 20 | 日本   | 株式 | 住友重機械工業           | 機械         | 214,000      | 662.00            | 141,668,000       | 651.00           | 139,314,000      | 1.52            |
| 21 | 日本   | 株式 | 川崎汽船              | 海運業        | 445,000      | 283.31            | 126,076,654       | 311.00           | 138,395,000      | 1.51            |
| 22 | 日本   | 株式 | スズキ               | 輸送用機器      | 36,900       | 3,529.50          | 130,238,550       | 3,749.50         | 138,356,550      | 1.51            |
| 23 | 日本   | 株式 | カシオ計算機            | 電気機器       | 76,600       | 1,709.03          | 130,912,035       | 1,794.00         | 137,420,400      | 1.50            |
| 24 | 日本   | 株式 | 三菱電機              | 電気機器       | 93,000       | 1,433.18          | 133,286,511       | 1,426.50         | 132,664,500      | 1.45            |
| 25 | 日本   | 株式 | アマダ               | 機械         | 122,500      | 1,023.67          | 125,400,298       | 1,071.00         | 131,197,500      | 1.44            |
| 26 | 日本   | 株式 | 富士重工              | 輸送用機器      | 30,000       | 4,291.74          | 128,752,244       | 4,318.00         | 129,540,000      | 1.42            |
| 27 | 日本   | 株式 | 日本ハム              | 食料品        | 52,000       | 2,477.58          | 128,834,259       | 2,383.00         | 123,916,000      | 1.36            |
| 28 | 日本   | 株式 | TDK               | 電気機器       | 17,200       | 6,530.00          | 112,316,000       | 7,150.00         | 122,980,000      | 1.35            |
| 29 | 日本   | 株式 | ヤマダ電機             | 小売業        | 305,300      | 380.00            | 116,014,000       | 391.00           | 119,372,300      | 1.31            |
| 30 | 日本   | 株式 | 科研製薬              | 医薬品        | 47,000       | 2,695.00          | 126,665,000       | 2,520.00         | 118,440,000      | 1.30            |

## 種類別及び業種別投資比率

(2014年11月28日現在)

| 国内 / 外国 | 業種         | 投資比率 (%) |
|---------|------------|----------|
| 国内      | 建設業        | 2.04     |
|         | 食料品        | 5.23     |
|         | 繊維製品       | 0.22     |
|         | パルプ・紙      | 0.10     |
|         | 化学         | 6.32     |
|         | 医薬品        | 8.19     |
|         | ガラス・土石製品   | 0.08     |
|         | 鉄鋼         | 0.04     |
|         | 非鉄金属       | 0.42     |
|         | 金属製品       | 0.11     |
|         | 機械         | 8.12     |
|         | 電気機器       | 18.97    |
|         | 輸送用機器      | 6.07     |
|         | 精密機器       | 1.38     |
|         | その他製品      | 2.07     |
|         | 電気・ガス業     | 1.23     |
|         | 陸運業        | 2.40     |
|         | 海運業        | 1.60     |
|         | 空運業        | 0.83     |
|         | 倉庫・運輸関連業   | 0.08     |
|         | 情報・通信業     | 5.81     |
|         | 卸売業        | 3.48     |
|         | 小売業        | 2.46     |
|         | 銀行業        | 6.67     |
|         | 証券、商品先物取引業 | 5.26     |
|         | 保険業        | 1.96     |
|         | その他金融業     | 3.18     |
|         | 不動産業       | 0.23     |
|         | サービス業      | 1.12     |
|         | 合計         |          |

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## 【投資不動産物件】

(2014年11月28日現在)

該当事項はありません。

## 参考情報

&lt;ゴールドマン・サックス日本計量株式マザーファンド&gt;

(2014年11月28日現在)

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

有価証券先物取引等

(2014年11月28日現在)

| 資産の種類    | 取引所     | 資産の名称    | 買建<br>/<br>売建 | 数量 | 通貨  | 帳簿価額<br>(円) | 評価額金額<br>(円) | 投資<br>比率<br>(%) |
|----------|---------|----------|---------------|----|-----|-------------|--------------|-----------------|
| 株価指数先物取引 | 大阪証券取引所 | 東証株価指数先物 | 買建            | 12 | 日本円 | 166,123,465 | 169,260,000  | 10.89           |

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

(注2) 評価額は、計算日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量を勘案して評価を行う取引所を決定しております。

## 参考情報

&lt;ゴールドマン・サックス日本計量株式マザーファンド&gt;

有価証券先物取引等

(2014年11月28日現在)

| 資産の種類    | 取引所     | 資産の名称    | 買建<br>/<br>売建 | 数量 | 通貨  | 帳簿価額<br>(円) | 評価額金額<br>(円) | 投資<br>比率<br>(%) |
|----------|---------|----------|---------------|----|-----|-------------|--------------|-----------------|
| 株価指数先物取引 | 大阪証券取引所 | 東証株価指数先物 | 買建            | 28 | 日本円 | 394,189,785 | 394,940,000  | 4.32            |

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

(注2) 評価額は、計算日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量を勘案して評価を行う取引所を決定しております。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

2014年11月28日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

| 期別                   | 純資産総額<br>(百万円)<br>(分配落) | 純資産総額<br>(百万円)<br>(分配付) | 1口当たり<br>純資産額(円)<br>(分配落) | 1口当たり<br>純資産額(円)<br>(分配付) |
|----------------------|-------------------------|-------------------------|---------------------------|---------------------------|
| 第1特定期間末(2014年5月12日)  | 633                     | 633                     | 0.9263                    | 0.9263                    |
| 第2特定期間末(2014年11月10日) | 316                     | 368                     | 1.0444                    | 1.2144                    |
| 2014年1月末日            | 25                      | -                       | 0.9965                    | -                         |
| 2月末日                 | 410                     | -                       | 0.9740                    | -                         |
| 3月末日                 | 546                     | -                       | 0.9762                    | -                         |
| 4月末日                 | 566                     | -                       | 0.9323                    | -                         |
| 5月末日                 | 901                     | -                       | 0.9640                    | -                         |
| 6月末日                 | 468                     | -                       | 1.0125                    | -                         |
| 7月末日                 | 1,328                   | -                       | 1.0552                    | -                         |
| 8月末日                 | 1,633                   | -                       | 1.0506                    | -                         |
| 9月末日                 | 315                     | -                       | 1.1484                    | -                         |
| 10月末日                | 414                     | -                       | 1.1376                    | -                         |
| 11月末日                | 1,554                   | -                       | 1.1147                    | -                         |

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

## 【分配の推移】

| 期      | 期間                     | 1口当たりの分配金(円) |
|--------|------------------------|--------------|
| 第1特定期間 | 2014年1月24日～2014年5月12日  | 0.0000       |
| 第2特定期間 | 2014年5月13日～2014年11月10日 | 0.1700       |

## 【収益率の推移】

| 期      | 期間                     | 収益率(%) |
|--------|------------------------|--------|
| 第1特定期間 | 2014年1月24日～2014年5月12日  | 7.4    |
| 第2特定期間 | 2014年5月13日～2014年11月10日 | 31.1   |

## (4) 【設定及び解約の実績】

下記特定期間中の設定及び解約の実績ならびに当該特定期間末の発行済み口数は次の通りです。

| 期      | 期間                     | 設定口数(口)       | 解約口数(口)       | 発行済み口数(口)   |
|--------|------------------------|---------------|---------------|-------------|
| 第1特定期間 | 2014年1月24日～2014年5月12日  | 844,896,651   | 161,064,418   | 683,832,233 |
| 第2特定期間 | 2014年5月13日～2014年11月10日 | 2,097,907,290 | 2,478,284,561 | 303,454,962 |

(注) 設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。



(参考) 運用実績

最新の運用実績は委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。

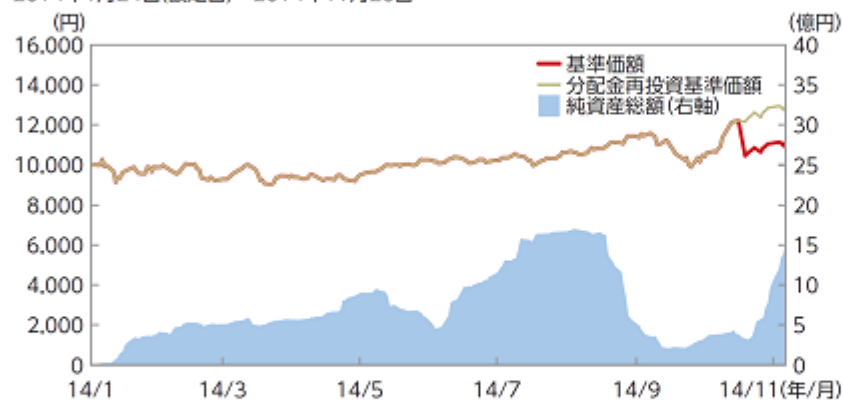
下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

2014年11月28日現在

## 米ドルコース

## 基準価額・純資産の推移

2014年1月24日(設定日)～2014年11月28日



●分配金再投資基準価額および期間別騰落率(分配金再投資)とは、本ファンドの決算時に収益の分配があった場合に、その分配金(税引前)で本ファンドを購入(再投資)した場合の基準価額および騰落率です。

## 基準価額・純資産総額

|       |         |
|-------|---------|
| 基準価額  | 11,147円 |
| 純資産総額 | 15.5億円  |

期間別騰落率  
(分配金再投資)

| 期間  | ファンド   |
|-----|--------|
| 1ヵ月 | 13.94% |
| 3ヵ月 | 23.37% |
| 6ヵ月 | 34.45% |
| 1年  | -      |
| 3年  | -      |
| 5年  | -      |
| 設定来 | 29.61% |

## 分配の推移(1万口当たり、税引前)

| 決算日 | - | - | 14/5/12 | 14/8/11 | 14/11/10 | 直近1年累計 | 設定来累計  |
|-----|---|---|---------|---------|----------|--------|--------|
| 分配金 | - | - | 0円      | 0円      | 1,700円   | 1,700円 | 1,700円 |

●運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

## 主要な資産の状況

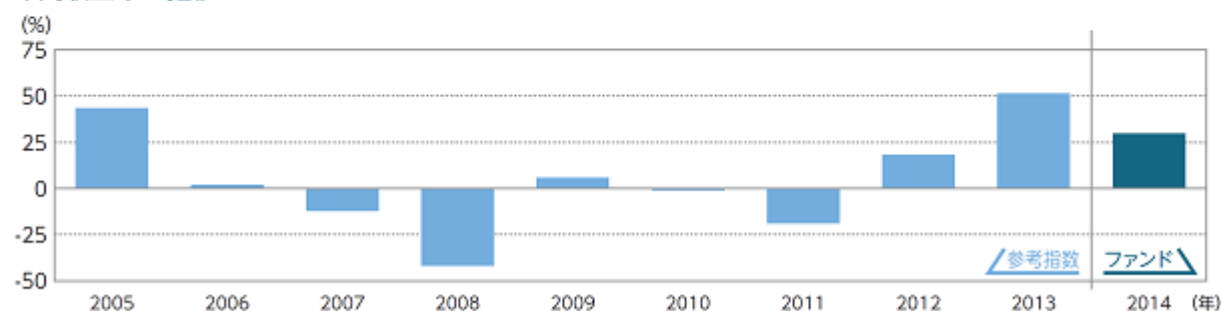
## 組入株式上位銘柄

|    | 銘柄                | 市場   | 業種         | 比率   |
|----|-------------------|------|------------|------|
| 1  | 三菱UFJフィナンシャル・グループ | 東証一部 | 銀行業        | 3.3% |
| 2  | 三井住友フィナンシャルグループ   | 東証一部 | 銀行業        | 2.4% |
| 3  | パナソニック            | 東証一部 | 電気機器       | 2.2% |
| 4  | アステラス製薬           | 東証一部 | 医薬品        | 2.1% |
| 5  | 日本たばこ産業           | 東証一部 | 食料品        | 2.0% |
| 6  | 三井物産              | 東証一部 | 卸売業        | 1.8% |
| 7  | オリックス             | 東証一部 | その他金融業     | 1.7% |
| 8  | 野村ホールディングス        | 東証一部 | 証券、商品先物取引業 | 1.7% |
| 9  | 富士フィルムホールディングス    | 東証一部 | 化学         | 1.7% |
| 10 | 大和証券グループ本社        | 東証一部 | 証券、商品先物取引業 | 1.7% |

## ポートフォリオ構成

| 資産構成 | 比率     |
|------|--------|
| 株式   | 84.5%  |
| 先物   | 14.7%  |
| 現金等  | 0.8%   |
| 合計   | 100.0% |

## 年間収益率の推移



●本ファンドの収益率は、分配金(税引前)を再投資したもとして算出しています。

●2005年から2013年まではTOPIX(参考指数)の収益率を表示しています。

●2014年は設定日(1月24日)から11月末までの騰落率を表示しています。

●参考指数はあくまで参考情報であり、本ファンドの運用実績ではありません。米ドルコースにベンチマークはありません。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

(1) 受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、お買付のお申込みを行うものとします。お買付のお申込みは、販売会社所定の方法により、毎営業日受付けます。毎営業日の午後3時<sup>\*</sup>までに、お買付のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。

<sup>\*</sup> 販売会社によっては午後3時より前に受付を締め切る場合がありますので、販売会社にご確認ください。

(2) 収益分配金の受取方法により、収益分配時に収益分配金を受取る「一般コース」、収益分配金が税金を差引かれた後自動的に無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」がありますので、どちらかのコースをお選びいただくこととなります（ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。）。一度お選びいただいたコースは原則として途中で変更することはできません。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合、お買付に際して、本ファンドにかかる「自動けいぞく投資契約」（販売会社によっては名称が異なる場合があります。）を当該販売会社との間で結んでいただきます。ただし、販売会社によっては、自動けいぞく投資契約を結んだ場合であっても、収益分配金の受取りをご希望の方は、再投資を中止することを申し出ることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(3) お買付価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額です。

なお、お申込みには申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額がかかります。ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (6437) 6000 (受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス: [www.gsam.co.jp](http://www.gsam.co.jp)

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：「株プラ米ドル」）。

(4) お買付単位は、販売会社が別途定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得のお申込みに応じます。販売会社によっては、円コース、通貨分散コースまたは米ドルコースの間でスイッチングが可能です。スイッチングのお申込単位は、販売会社によって異なります。また、スイッチングの際に申込手数料がかかる場合があります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

(5) お買付代金は、お申込みの販売会社にお支払いください。お買付代金の払込期日は販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(6) 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みを取消することができます。

## 2【換金（解約）手続等】

(1) ご換金（解約）のお申込みは、毎営業日受付けます。毎営業日の午後3時<sup>\*</sup>までにご換金のお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。ご換金場所は販売会社の本・支店、営業所です。

\* 販売会社によっては午後3時より前に受付を締め切る場合がありますので、販売会社にご確認ください。

(2) 受益者は、販売会社が別途定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(3) 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。手取り額は、それぞれ当該基準価額から、換金にかかる税金を差し引いた金額となります。

詳しくは、「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご覧ください。

(4) 本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (6437) 6000 (受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス: [www.gsam.co.jp](http://www.gsam.co.jp)

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：「株プラ米ドル」）。

(5) 一部解約金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として5営業日目から販売会社を通じて受益者に支払います。

(6) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、1顧客1日当たり3億円を超える大口のご換金は制限することがあります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(7) 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、上記の一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求を保留または取消させていただくことがあります。これにより一部解約の実行の請求の受付が中止され、またはすでに受付けた一部解約の実行の請求が保留された場合には、受益者は当該受付中止または請求保留以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止または請求保留を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求日として上記に準じて計算された価額とします。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

本ファンド1万口当たりの純資産総額（以下「基準価額」といいます。）は、本ファンドの信託財産の純資産総額をその時の受益権総口数で除して得た額の1万口当たりの額です。「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話：03(6437)6000（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：「株プラミドル」）。年2回（5月および11月）の決算時および償還時に、期中の運用経過のほか信託財産の内容などを記載した運用報告書（交付運用報告書を作成している場合は、交付運用報告書）を作成し、販売会社を通じてお渡しいたします。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

委託会社が設定・運用を行うファンドについては、通常、月次で運用経過について記載したレポートが作成されています。最新のレポートは、販売会社または上記のホームページにおいて入手可能です。

#### (2)【保管】

該当事項はありません。

#### (3)【信託期間】

本ファンドの信託期間は2014年1月24日から開始し、期限はありません。ただし、下記「(5) その他 a. 信託の終了」の場合には、信託は終了します。

#### (4)【計算期間】

本ファンドの計算期間は、毎年2月11日から5月10日まで、5月11日から8月10日まで、8月11日から11月10日までおよび11月11日から翌年2月10日までとすることを原則とします。なお、第1計算期間は信託契約締結日から2014年5月12日までです。以上にかかわらず、この原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は該日以降の営業日で該日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日までとします。

#### (5)【その他】

##### a. 信託の終了

###### (a) 受益権総口数の減少に伴う繰上償還

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、この信託にかかる受益権の総口数が30億口を下回るようになった場合には、受託銀行と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、この信託を終了させることができます。

委託会社は、かかる事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。繰上償還を行う場合は、下記(b) から に定める書面決議による手続きを準用します。

###### (b) その他の事由による信託の終了

(i) 監督官庁の命令があったとき、委託会社の登録取消、解散、業務廃止のとき（ただし監督官庁が信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、信託は、下記b. に記載する受益者の書面決議による決議の効力が発生しない場合を除き、当該投資信託委託会社と受託銀行との間において存続します。）、受託銀行が信託業務を営む銀行でなくなったとき（ただし他の信託銀行が受託者の業務を引継ぐときを除きます。）、受託銀行の辞任または解任に際し新受託者を選任できないときは（新受託者の選任を行う場合は、下記b. に定める手続きを準用します。）、委託会社は信託契約を解約し、信託は終了します。なお、受託銀行は、委託会社の承諾を受けて受託者の任務を辞任することができます。

また、受託銀行がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託銀行の解任を申立てることができます。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託銀行を解任することはできないものとします。

(ii) また、委託会社は、信託期間中において、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、または正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、上記(b) その他の事由による信託の終了(ii)の事項について書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

の書面決議において、受益者(委託会社および本ファンドの信託財産に本ファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託銀行を除きます。以下本(b)および下記b.において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

の書面決議は議決権を行使することができる議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

から までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記 から までに規定する手続きが困難な場合には適用しません。

#### b. 約款変更等

委託会社は、監督官庁の命令があったとき、受益者の利益のため必要と認めるときまたは正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、信託約款を変更することまたは本ファンドと他のファンドとの併合(投資信託及び投資法人に関する法律に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができ、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は本b.「約款変更等」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

委託会社は、の事項(の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

の書面決議において、受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

書面決議の効力は、本ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

上記 から までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

から までの規定にかかわらず、本ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行うことはできません。

#### c. 反対受益者の受益権買取請求の不適用

本ファンドは、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が本ファンドの一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、上記a.に規定する信託契約の解約または上記b.に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、法令に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

#### d. 関係法人との契約の更改等

##### (a) 募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。

##### (b) 投資顧問契約

委託会社と投資顧問会社(GSAMニューヨーク)との間の投資顧問契約には期限の定めがありません。

投資顧問契約は、当事者間の合意により変更することができます。投資顧問会社が法律に違反した場合、信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、本ファンドに重大な損失を生ぜしめた場合、その他の理由により必要と認められる場合には、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止し、または本ファンドに関する投資顧問契約上のサービスの中止または変更を投資顧問会社に対して求めることができます。

e. 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、投資信託委託会社の事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を承継させることがあります。

f. 信託業務の委託等

受託銀行は、委託会社と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託銀行の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

(a) 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

(b) 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

(c) 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

(d) 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託銀行は、上記に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

上記にかかわらず、受託銀行は、次に掲げる業務を、受託銀行および委託会社が適当と認める者(受託銀行の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

(a) 信託財産の保存に係る業務

(b) 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

(c) 委託会社のみの方針により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

(d) 受託銀行が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

保管費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

g. 混蔵寄託

金融機関または第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本g.において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

h. 信託財産の登記等および記載等の留保等

信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託銀行が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

上記ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社または受託銀行が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託銀行が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

i. 一部解約の請求および有価証券売却等の指図

委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

j. 再投資の指図

委託会社は、上記の一部解約の代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

k. 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

本ファンドの受益者は、委託会社または受託銀行に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

- ・他の受益者の氏名または名称および住所
- ・他の受益者が有する受益権の内容

l. 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

## 4【受益者の権利等】

### (1) 収益分配金の受領権に関する内容および権利行使の手続

収益分配金は、本ファンドの毎計算期間の終了日から起算して原則として5営業日までに販売会社を通じて、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

上記にかかわらず、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託銀行が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、自動けいぞく投資契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

販売会社は、受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、あらかじめ計算期間を指定し、上記の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込みを中止することを申し出た場合においては、上記にかかわらず、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払うことができます。

受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

### (2) 償還金の受領権に関する内容および権利行使の手続

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、原則として信託終了日から起算して5営業日までに販売会社を通じて信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

### (3) 一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続

一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続については、前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」をご覧ください。

一部解約金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として5営業日目から販売会社を通じて受益者に支払います。

### (4) 収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託銀行の免責

受託銀行は、収益分配金については支払開始日（一般コースの場合）および交付開始前（自動けいぞく投資コースの場合）までに、償還金については支払開始日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。

受託銀行は、上記により委託会社の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

### (5) 委託会社の免責

収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払いについては、当該販売会社に対する支払いをもって、委託会社は免責されるものとします。かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額（および委託会社が一定期間経過後当該販売会社より回収した金額があればその金額）を除き、受益者の計算に属する金銭となります。

### (6) 換金手続等

前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」をご覧ください。



### 第3【ファンドの経理状況】

(1) 本ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 本ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

(3) 本ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（2014年5月13日から2014年11月10日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

## 1【財務諸表】

## 【GS日本株・プラス(米ドルコース)】

## (1)【貸借対照表】

(単位:円)

|                 | 前期<br>(2014年5月12日現在) | 当期<br>(2014年11月10日現在) |
|-----------------|----------------------|-----------------------|
| <b>資産の部</b>     |                      |                       |
| 流動資産            |                      |                       |
| コール・ローン         | 69,387,543           | 74,435,079            |
| 親投資信託受益証券       | 563,662,536          | 271,635,949           |
| 派生商品評価勘定        | 1,103,135            | 22,184,144            |
| 未収入金            | -                    | 111,060,698           |
| 未収利息            | 56                   | 26                    |
| 前払金             | 2,342,000            | -                     |
| 差入委託証拠金         | 2,250,000            | 1,530,000             |
| 流動資産合計          | 638,745,270          | 480,845,896           |
| <b>資産合計</b>     |                      |                       |
|                 | 638,745,270          | 480,845,896           |
| <b>負債の部</b>     |                      |                       |
| 流動負債            |                      |                       |
| 派生商品評価勘定        | 3,204,877            | 96,426                |
| 前受金             | -                    | 2,832,000             |
| 未払収益分配金         | -                    | 51,587,343            |
| 未払解約金           | -                    | 106,058,482           |
| 未払受託者報酬         | 68,441               | 109,190               |
| 未払委託者報酬         | 1,971,162            | 3,144,664             |
| その他未払費用         | 64,145               | 100,916               |
| 流動負債合計          | 5,308,625            | 163,929,021           |
| <b>負債合計</b>     |                      |                       |
|                 | 5,308,625            | 163,929,021           |
| <b>純資産の部</b>    |                      |                       |
| 元本等             |                      |                       |
| 元本              | 683,832,233          | 303,454,962           |
| 剰余金             |                      |                       |
| 期末剰余金又は期末欠損金( ) | 50,395,588           | 13,461,913            |
| (分配準備積立金)       | 3,121,478            | 515                   |
| 元本等合計           | 633,436,645          | 316,916,875           |
| <b>純資産合計</b>    |                      |                       |
|                 | 633,436,645          | 316,916,875           |
| <b>負債純資産合計</b>  |                      |                       |
|                 | 638,745,270          | 480,845,896           |

## (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

|   | 前期 |                            | 当期 |                             |
|---|----|----------------------------|----|-----------------------------|
|   | 自  | 2014年1月24日<br>至 2014年5月12日 | 自  | 2014年5月13日<br>至 2014年11月10日 |
| <b>営業収益</b>                               |    |                            |    |                             |
| 受取利息                                      |    | 5,159                      |    | 11,209                      |
| 有価証券売買等損益                                 |    | 14,137,464                 |    | 147,973,413                 |
| 派生商品取引等損益                                 |    | 974,893                    |    | 12,750,775                  |
| 為替差損益                                     |    | 125,863                    |    | 104,011,276                 |
| 営業収益合計                                    |    | 14,981,335                 |    | 264,746,673                 |
| <b>営業費用</b>                               |    |                            |    |                             |
| 受託者報酬                                     |    | 68,441                     |    | 231,896                     |
| 委託者報酬                                     |    | 1,971,162                  |    | 6,678,497                   |
| その他費用                                     |    | 64,145                     |    | 232,360                     |
| 営業費用合計                                    |    | 2,103,748                  |    | 7,142,753                   |
| 営業利益又は営業損失( )                             |    | 17,085,083                 |    | 257,603,920                 |
| 経常利益又は経常損失( )                             |    | 17,085,083                 |    | 257,603,920                 |
| 当期純利益又は当期純損失( )                           |    | 17,085,083                 |    | 257,603,920                 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( ) |    | 3,434,351                  |    | 210,572,202                 |
| 期首剰余金又は期首欠損金( )                           |    | -                          |    | 50,395,588                  |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額                            |    | 6,164,028                  |    | 103,984,873                 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額                   |    | 6,164,028                  |    | 40,559,403                  |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額                   |    | -                          |    | 63,425,470                  |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額                            |    | 36,040,182                 |    | 35,571,747                  |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額                   |    | -                          |    | 35,571,747                  |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額                   |    | 36,040,182                 |    | -                           |
| 分配金                                       |    | -                          |    | 51,587,343                  |
| 期末剰余金又は期末欠損金( )                           |    | 50,395,588                 |    | 13,461,913                  |

## (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 区分                         | 前期<br>自 2014年1月24日<br>至 2014年5月12日   | 当期<br>自 2014年5月13日<br>至 2014年11月10日                            |
|----------------------------|--|--|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法         | 親投資信託受益証券<br>移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。  | 親投資信託受益証券<br>同左  |
| 2. デリバティブの評価基準及び評価方法       | (1) 為替予約取引<br>為替予約の評価は、原則として、わが国における対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。<br>(2) 先物取引<br>個別法に基づき、法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。 | (1) 為替予約取引<br>同左<br>(2) 先物取引<br>同左                             |
| 3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | 特定期間の取扱い<br>2014年5月10日及びその翌日が休業日のため、当特定期間末日は2014年5月12日としております。   | 特定期間の取扱い<br>2014年5月10日及びその翌日が休業日のため、当特定期間期首は2014年5月13日としております。 |

(貸借対照表に関する注記)

| 区分        | 前期<br>(2014年5月12日現在)                 | 当期<br>(2014年11月10日現在) |
|-----------|--------------------------------------|-----------------------|
| 1. 元本の推移  |                                      |                       |
| 期首元本額     | 10,000,000円                          | 683,832,233円          |
| 期中追加設定元本額 | 834,896,651円                         | 2,097,907,290円        |
| 期中一部解約元本額 | 161,064,418円                         | 2,478,284,561円        |
| 2. 受益権の総数 | 683,832,233口                         | 303,454,962口          |
| 3. 元本の欠損  | 純資産額が元本総額を下回っており、その差額は50,395,588円です。 |                       |

## （損益及び剰余金計算書に関する注記）

| 区分                        | 前期                                  | 当期                                  |
|---------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
|                           | 自 2014年 1月24日<br>至 2014年 5月12日      | 自 2014年 5月13日<br>至 2014年11月10日      |
| 分配金の計算過程                  |                                     |                                     |
|                           | 2014年 1月24日から<br>2014年 5月12日までの計算期間 | 2014年 5月13日から<br>2014年 8月11日までの計算期間 |
| 費用控除後の配当等収益額              | 3,121,478円                          | 756,256円                            |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | - 円                                 | 532,816円                            |
| 収益調整金額                    | 1,556,776円                          | 22,546,642円                         |
| 分配準備積立金額                  | - 円                                 | 1,086,689円                          |
| 本ファンドの分配対象収益額             | 4,678,254円                          | 24,922,403円                         |
| 本ファンドの期末残存口数              | 683,832,233口                        | 1,557,083,247口                      |
| 1口当たり収益分配対象額              | 0.006841円                           | 0.016005円                           |
| 1口当たり分配金額                 | - 円                                 | - 円                                 |
| 収益分配金金額                   | - 円                                 | - 円                                 |
|                           |                                     | 2014年 8月12日から<br>2014年11月10日までの計算期間 |
| 費用控除後の配当等収益額              |                                     | 875,234円                            |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 |                                     | 36,637,228円                         |
| 収益調整金額                    |                                     | 27,409,402円                         |
| 分配準備積立金額                  |                                     | 127,392円                            |
| 本ファンドの分配対象収益額             |                                     | 65,049,256円                         |
| 本ファンドの期末残存口数              |                                     | 303,454,962口                        |
| 1口当たり収益分配対象額              |                                     | 0.214362円                           |
| 1口当たり分配金額                 |                                     | 0.1700円                             |
| 収益分配金金額                   |                                     | 51,587,343円                         |

(注) 上記の費用控除後の配当等収益額は本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含んでおります。

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

| 区分                | 前期<br>自 2014年 1月24日<br>至 2014年 5月12日  | 当期<br>自 2014年 5月13日<br>至 2014年11月10日 |
|-------------------|---|--------------------------------------|
| 1. 金融商品に対する取組方針   | 本ファンドは証券投資信託として、有価証券等への投資ならびにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。   | 同左                                   |
| 2. 金融商品の内容及びそのリスク | <p>本ファンドが保有する主な金融資産は親投資信託受益証券であり、売買目的で保有しております。</p> <p>デリバティブ取引には、通貨関連では為替予約取引、株式関連では先物取引が含まれております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避する目的で利用しています。</p> <p>投資対象とする金融商品の主なリスクは価格が変動する事によって発生する市場リスク、金融商品の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合に発生する信用リスク、及び金融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する流動性リスクがあります。</p>           | 同左                                   |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制 | <p>コンプライアンス部門ならびにオペレーション部門では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等を実際の売買取引が則っているか、また日々のポジションのモニタリングを行っております。</p> <p>マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームとは独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、リスク検討委員会に報告します。</p> <p>リスク検討委員会は、法務部・コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。</p> | 同左                                   |

## 金融商品の時価等に関する事項

| 区分                         | 前期  | 当期  |
|----------------------------|---|---|
|                            | 自 2014年 1月24日<br>至 2014年 5月12日  | 自 2014年 5月13日<br>至 2014年11月10日  |
| 1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額     | 金融商品は時価で計上しているため記載を省略しております。  | 同左  |
| 2. 時価の算定方法                 | (1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品<br>有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。<br>(2) 有価証券<br>「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。<br>(3) デリバティブ取引<br>「(デリバティブ取引等に関する注記)」の「取引の時価等に関する事項」に記載しております。 | (1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品<br>同左<br>(2) 有価証券<br>同左<br>(3) デリバティブ取引<br>同左 |
| 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。<br>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。             | 同左  |

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

| 種類        | 前期<br>(2014年 5月12日現在)      | 当期<br>(2014年11月10日現在)      |
|-----------|----------------------------|----------------------------|
|           | 最終の計算期間の損益に含まれた評価差額<br>(円) | 最終の計算期間の損益に含まれた評価差額<br>(円) |
| 親投資信託受益証券 | 14,982,069                 | 20,470,125                 |
| 合計        | 14,982,069                 | 20,470,125                 |

## (デリバティブ取引等に関する注記)

## 取引の時価等に関する事項

## ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

## (1) 株式関連

| 区分   | 種類       | 前期（2014年5月12日現在） |                  |            |             | 当期（2014年11月10日現在） |                  |            |             |
|------|----------|------------------|------------------|------------|-------------|-------------------|------------------|------------|-------------|
|      |          | 契約額等<br>（円）      | うち<br>1年超<br>（円） | 時価<br>（円）  | 評価損益<br>（円） | 契約額等<br>（円）       | うち<br>1年超<br>（円） | 時価<br>（円）  | 評価損益<br>（円） |
| 市場取引 | 株価指数先物取引 |                  |                  |            |             |                   |                  |            |             |
|      | 買建       | 72,392,000       | -                | 69,540,000 | 2,852,000   | 38,238,000        | -                | 40,815,000 | 2,577,000   |
|      | 合計       | 72,392,000       | -                | 69,540,000 | 2,852,000   | 38,238,000        | -                | 40,815,000 | 2,577,000   |

## (2) 通貨関連

| 区分        | 種類          | 前期（2014年5月12日現在） |                  |             |             | 当期（2014年11月10日現在） |                  |             |             |
|-----------|-------------|------------------|------------------|-------------|-------------|-------------------|------------------|-------------|-------------|
|           |             | 契約額等<br>（円）      | うち<br>1年超<br>（円） | 時価<br>（円）   | 評価損益<br>（円） | 契約額等<br>（円）       | うち<br>1年超<br>（円） | 時価<br>（円）   | 評価損益<br>（円） |
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引      |                  |                  |             |             |                   |                  |             |             |
|           | 買建          |                  |                  |             |             |                   |                  |             |             |
|           | 米ドル         | 616,407,857      | -                | 617,160,500 | 752,643     | 284,659,067       | -                | 304,171,000 | 19,511,933  |
| 合計        | 616,407,857 | -                | 617,160,500      | 752,643     | 284,659,067 | -                 | 304,171,000      | 19,511,933  |             |

## (注) 時価の算定方法

- ・先物取引
  1. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。
  2. 先物取引の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段又は証拠金算定基準値段を用いております。
- ・為替予約取引
  1. 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
    - (1) 予約為替の受渡し日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。
    - (2) 当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
      - 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
      - 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。
  2. 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客相場の仲値により評価しております。

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。



## (関連当事者との取引に関する注記)

| 区分  | 前期<br>自 2014年1月24日<br>至 2014年5月12日 |              |   | 当期<br>自 2014年5月13日<br>至 2014年11月10日 |               |   |
|---|------------------------------------|--------------|---|-------------------------------------|---------------|---|
|   | 取引の内容                              | 取引の種類別の取引金額  | 取引により発生した債権又は債務に係る主な項目別の当該特定期間の末日における残高 | 取引の内容                               | 取引の種類別の取引金額   | 取引により発生した債権又は債務に係る主な項目別の当該特定期間の末日における残高 |
| ゴールドマン・サックス証券株式会社<br>(投資信託財産の運用の指図を行う投資信託委託会社の利害関係人等) | -                                  | -            | -                                       | 有価証券等<br>売買手数料                      | 為替<br>-円      | -                                       |
| ゴールドマン・サックス証券株式会社<br>(投資信託財産の運用の指図を行う投資信託委託会社の利害関係人等) | 有価証券等<br>売買手数料                     | 先物<br>7,893円 | -                                       | 有価証券等<br>売買手数料                      | 先物<br>18,225円 | -                                       |

## (注) 取引条件及び取引条件の決定方針

社内規定に基づき取引業者の選定を行っております。各資産の売買においては、社内基準に基づき最良執行を行っており、個々の取引条件はその結果として決定されております。

立会外取引、市場外取引、相対取引等の場合は、原則として複数の取引業者より価格提示を受け、もしくは提示価格と市場価格の比較を行うことにより、最良条件を提示する取引業者と取引を行っており、一般の取引と条件が同様と判断しております。当該取引の売買手数料相当額については、取引慣行上、取引総額に含まれるため、金額を記載しておりません。

## (1口当たり情報)

| 区分        | 前期<br>(2014年5月12日現在) | 当期<br>(2014年11月10日現在) |
|-----------|----------------------|-----------------------|
| 1口当たり純資産額 | 0.9263円              | 1.0444円               |

## (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

## (4) 【附属明細表】

有価証券明細表

## (ア) 株式

該当事項はありません。

## (イ) 株式以外の有価証券

| 通貨  | 種類            | 銘柄                           | 券面総額        | 評価額         | 備考 |
|-----|---------------|------------------------------|-------------|-------------|----|
| 日本円 | 親投資信託<br>受益証券 | ゴールドマン・サックス日本計量株式<br>マザーファンド | 170,176,638 | 271,635,949 |    |
| 合計  |               |                              | 170,176,638 | 271,635,949 |    |

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(デリバティブ取引等に関する注記)」の「取引の時価等に関する事項」に記載されております。

## 参考情報

本ファンドは、「ゴールドマン・サックス日本計量株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

同親投資信託の状況は以下の通りです。

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

## (1) 貸借対照表

| 区分              | 注記<br>番号 | (2014年5月12日現在) | (2014年11月10日現在) |
|-----------------|----------|----------------|-----------------|
|                 |          | 金額(円)          | 金額(円)           |
| 資産の部            |          |                |                 |
| 流動資産            |          |                |                 |
| 金銭信託            |          | 258,078        | 91,137          |
| コール・ローン         |          | 301,684,062    | 218,083,537     |
| 株式              |          | 7,860,069,600  | 7,740,278,790   |
| 派生商品評価勘定        |          | -              | 6,267,121       |
| 未収入金            |          | 145,688,914    | 238,556,524     |
| 未収配当金           |          | 93,584,458     | 68,036,384      |
| 未収利息            |          | 245            | 78              |
| 差入委託証拠金         |          | 23,431,988     | 6,125,628       |
| 流動資産合計          |          | 8,424,717,345  | 8,277,439,199   |
| 資産合計            |          | 8,424,717,345  | 8,277,439,199   |
| 負債の部            |          |                |                 |
| 流動負債            |          |                |                 |
| 派生商品評価勘定        |          | 14,520,000     | -               |
| 未払金             |          | 161,724,216    | 125,564,065     |
| 未払解約金           |          | 46,218         | 136,389,696     |
| 流動負債合計          |          | 176,290,434    | 261,953,761     |
| 負債合計            |          | 176,290,434    | 261,953,761     |
| 純資産の部           |          |                |                 |
| 元本等             |          |                |                 |
| 元本              |          | 6,145,651,337  | 5,021,617,431   |
| 剰余金             |          |                |                 |
| 期末剰余金又は期末欠損金( ) |          | 2,102,775,574  | 2,993,868,007   |
| 元本等合計           |          | 8,248,426,911  | 8,015,485,438   |
| 純資産合計           |          | 8,248,426,911  | 8,015,485,438   |
| 負債純資産合計         |          | 8,424,717,345  | 8,277,439,199   |

## (2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 項目                   | 自 2014年 1月24日<br>至 2014年 5月12日                    | 自 2014年 5月13日<br>至 2014年11月10日 |
|----------------------|---|--------------------------------|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法   | 株式<br>移動平均法に基づき、法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。 | 株式<br>同左                       |
| 2. デリバティブの評価基準及び評価方法 | 先物取引<br>個別法に基づき、法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。 | 先物取引<br>同左                     |

(貸借対照表に関する注記)

| 区分                  | (2014年 5月12日現在) | (2014年11月10日現在) |
|---------------------|-----------------|-----------------|
| 1. 元本の推移            |                 |                 |
| 期首元本額               | 5,486,774,882円  | 6,145,651,337円  |
| 期中追加設定元本額           | 730,912,005円    | 1,423,507,794円  |
| 期中一部解約元本額           | 72,035,550円     | 2,547,541,700円  |
| 期末元本額               | 6,145,651,337円  | 5,021,617,431円  |
| 元本の内訳               |                 |                 |
| G S日本株・プラス(円コース)    | 420,525,478円    | 417,833,730円    |
| G S日本株・プラス(米ドルコース)  | 419,954,207円    | 170,176,638円    |
| G S日本株・プラス(通貨分散コース) | 5,305,171,652円  | 4,433,607,063円  |
| 2. 受益権の総数           | 6,145,651,337口  | 5,021,617,431口  |

(金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

| 区分                | 自 2014年 1月24日<br>至 2014年 5月12日  | 自 2014年 5月13日<br>至 2014年11月10日 |
|-------------------|---|--------------------------------|
| 1. 金融商品に対する取組方針   | <p>本ファンドは証券投資信託として、有価証券等への投資ならびにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。</p>  | 同左                             |
| 2. 金融商品の内容及びそのリスク | <p>本ファンドが保有する主な金融資産は株式であり、売買目的で保有しております。</p> <p>デリバティブ取引には、株式関連では先物取引が含まれております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避する目的で利用しています。</p> <p>投資対象とする金融商品の主なリスクは価格が変動する事によって発生する市場リスク、金融商品の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合に発生する信用リスク、及び金融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する流動性リスクがあります。</p>                               | 同左                             |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制 | <p>コンプライアンス部門ならびにオペレーション部門では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等を実際の売買取引が則っているか、また日々のポジションのモニタリングを行っております。</p> <p>マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームとは独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、リスク検討委員会に報告します。</p> <p>リスク検討委員会は、法務部・コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。</p> | 同左                             |

## 金融商品の時価等に関する事項

| 区分                                   | 自 2014年 1月24日<br>至 2014年 5月12日  | 自 2014年 5月13日<br>至 2014年 11月10日   |
|--------------------------------------|---|---|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額<br>2. 時価の算定方法 | <p>金融商品は時価で計上しているため記載を省略しております。</p> <p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品<br/>有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2) 有価証券<br/>「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>(3) デリバティブ取引<br/>「（デリバティブ取引等に関する注記）」の「取引の時価等に関する事項」に記載しております。</p> | <p>同左</p> <p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品<br/>同左</p> <p>(2) 有価証券<br/>同左</p> <p>(3) デリバティブ取引<br/>同左</p> |
| 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明           | <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>  | <p>同左</p>   |

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

| 種類 | (2014年5月12日現在)           | (2014年11月10日現在)          |
|----|--------------------------|--------------------------|
|    | 当計算期間の損益に含まれた評価差額<br>(円) | 当計算期間の損益に含まれた評価差額<br>(円) |
| 株式 | 497,360,328              | 737,105,367              |
| 合計 | 497,360,328              | 737,105,367              |

(注) 当親投資信託の計算期間は、原則として5月11日から11月10日、及び11月11日から翌年5月10日までとなっており、計算期末が休日の場合はその翌営業日となります。上記の当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間に対応するものとなっております。

## (デリバティブ取引等に関する注記)

## 取引の時価等に関する事項

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

株式関連

| 区分   | 種類       | (2014年5月12日現在) |              |             |             | (2014年11月10日現在) |              |            |             |
|------|----------|----------------|--------------|-------------|-------------|-----------------|--------------|------------|-------------|
|      |          | 契約額等<br>(円)    | うち1年超<br>(円) | 時価<br>(円)   | 評価損益<br>(円) | 契約額等<br>(円)     | うち1年超<br>(円) | 時価<br>(円)  | 評価損益<br>(円) |
| 市場取引 | 株価指数先物取引 |                |              |             |             |                 |              |            |             |
|      | 買建       | 269,500,000    | -            | 254,980,000 | 14,520,000  | 88,967,879      | -            | 95,235,000 | 6,267,121   |
|      | 合計       | 269,500,000    | -            | 254,980,000 | 14,520,000  | 88,967,879      | -            | 95,235,000 | 6,267,121   |

(注) 時価の算定方法

・先物取引

1. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。
2. 先物取引の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段又は証拠金算定基準値段を用いております。

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (1口当たり情報)

| 項目        | (2014年5月12日現在) | (2014年11月10日現在) |
|-----------|----------------|-----------------|
| 1口当たり純資産額 | 1.3422円        | 1.5962円         |

## (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(3) 附属明細表  
有価証券明細表  
(ア) 株式

(単位:円)

| 銘柄            | 株式数     | 評価額      |             | 備考 |
|---------------|---------|----------|-------------|----|
|               |         | 単価       | 金額          |    |
| ミライト・ホールディングス | 5,500   | 1,269.00 | 6,979,500   |    |
| 前田道路          | 9,000   | 1,710.00 | 15,390,000  |    |
| パナホーム         | 18,000  | 723.00   | 13,014,000  |    |
| 大和ハウス工業       | 76,400  | 2,199.50 | 168,041,800 |    |
| 中外炉工業         | 18,000  | 219.00   | 3,942,000   |    |
| 江崎グリコ         | 2,500   | 3,695.00 | 9,237,500   |    |
| 日本ハム          | 3,000   | 2,432.00 | 7,296,000   |    |
| 丸大食品          | 18,000  | 428.00   | 7,704,000   |    |
| サッポロホールディングス  | 108,000 | 479.00   | 51,732,000  |    |
| 麒麟ホールディングス    | 87,300  | 1,427.00 | 124,577,100 |    |
| ニチレイ          | 10,000  | 479.00   | 4,790,000   |    |
| 日本たばこ産業       | 55,300  | 3,890.00 | 215,117,000 |    |
| わらべや日洋        | 18,200  | 1,981.00 | 36,054,200  |    |
| ゲンゼ           | 15,000  | 311.00   | 4,665,000   |    |
| ワコールホールディングス  | 13,000  | 1,160.00 | 15,080,000  |    |
| 大王製紙          | 4,000   | 953.00   | 3,812,000   |    |
| 旭化成           | 54,000  | 949.00   | 51,246,000  |    |
| 昭和電工          | 152,000 | 152.00   | 23,104,000  |    |
| クレハ           | 9,000   | 517.00   | 4,653,000   |    |
| トクヤマ          | 74,000  | 244.00   | 18,056,000  |    |
| 関東電化工業        | 7,000   | 444.00   | 3,108,000   |    |
| 日本触媒          | 13,000  | 1,382.00 | 17,966,000  |    |
| J S R         | 3,600   | 2,042.00 | 7,351,200   |    |
| ダイセル          | 2,000   | 1,293.00 | 2,586,000   |    |
| 住友ベークライト      | 7,000   | 446.00   | 3,122,000   |    |

| 銘柄                 | 株式数     | 評価額      |             | 備考 |
|--------------------|---------|----------|-------------|----|
|                    |         | 単価       | 金額          |    |
| 積水化学工業             | 10,000  | 1,397.00 | 13,970,000  |    |
| 日立化成               | 12,200  | 2,118.00 | 25,839,600  |    |
| 花王                 | 13,100  | 4,313.00 | 56,500,300  |    |
| 中国塗料               | 10,000  | 859.00   | 8,590,000   |    |
| 藤倉化成               | 17,500  | 585.00   | 10,237,500  |    |
| D I C              | 220,000 | 238.00   | 52,360,000  |    |
| 東洋インキ S C ホールディングス | 12,000  | 528.00   | 6,336,000   |    |
| 富士フイルムホールディングス     | 43,700  | 3,718.50 | 162,498,450 |    |
| 資生堂                | 7,800   | 1,686.50 | 13,154,700  |    |
| コーセー               | 800     | 4,110.00 | 3,288,000   |    |
| 信越ポリマー             | 6,200   | 511.00   | 3,168,200   |    |
| アステラス製薬            | 125,000 | 1,752.50 | 219,062,500 |    |
| 大日本住友製薬            | 2,200   | 1,268.00 | 2,789,600   |    |
| 田辺三菱製薬             | 1,600   | 1,750.00 | 2,800,000   |    |
| バイオフェルミン製薬         | 1,200   | 2,911.00 | 3,493,200   |    |
| 中外製薬               | 10,600  | 3,375.00 | 35,775,000  |    |
| 科研製薬               | 47,000  | 2,695.00 | 126,665,000 |    |
| ロート製薬              | 14,500  | 1,553.00 | 22,518,500  |    |
| 久光製薬               | 1,600   | 3,760.00 | 6,016,000   |    |
| 持田製薬               | 900     | 6,730.00 | 6,057,000   |    |
| 参天製薬               | 8,700   | 6,560.00 | 57,072,000  |    |
| 鳥居薬品               | 1,800   | 3,150.00 | 5,670,000   |    |
| 東和薬品               | 1,100   | 4,995.00 | 5,494,500   |    |
| 第一三共               | 89,800  | 1,700.50 | 152,704,900 |    |
| キョーリン製薬ホールディングス    | 3,600   | 2,337.00 | 8,413,200   |    |
| ダイト                | 3,900   | 1,988.00 | 7,753,200   |    |
| 大正製薬ホールディングス       | 3,200   | 7,670.00 | 24,544,000  |    |
| 住友大阪セメント           | 14,000  | 364.00   | 5,096,000   |    |



| 銘柄               | 株式数     | 評価額      |             | 備考 |
|------------------|---------|----------|-------------|----|
|                  |         | 単価       | 金額          |    |
| 品川リフラクトリーズ       | 11,000  | 267.00   | 2,937,000   |    |
| 東京鐵鋼             | 5,000   | 501.00   | 2,505,000   |    |
| シンニッタン           | 6,300   | 585.00   | 3,685,500   |    |
| 日本輕金属ホールディングス    | 164,900 | 166.00   | 27,373,400  |    |
| 三井金属鉱業           | 21,000  | 286.00   | 6,006,000   |    |
| カナレ電気            | 3,400   | 1,788.00 | 6,079,200   |    |
| 東洋製罐グループホールディングス | 700     | 1,367.00 | 956,900     |    |
| サンコール            | 6,000   | 656.00   | 3,936,000   |    |
| アマダ              | 62,600  | 1,003.00 | 62,787,800  |    |
| 牧野フライス製作所        | 104,000 | 825.00   | 85,800,000  |    |
| 東洋機械金属           | 5,700   | 462.00   | 2,633,400   |    |
| 住友重機械工業          | 214,000 | 662.00   | 141,668,000 |    |
| ダイキン工業           | 5,300   | 7,187.00 | 38,091,100  |    |
| 平和               | 7,400   | 2,324.00 | 17,197,600  |    |
| 日本精工             | 62,000  | 1,461.00 | 90,582,000  |    |
| NTN              | 275,000 | 495.00   | 136,125,000 |    |
| ジェイテクト           | 6,900   | 1,788.00 | 12,337,200  |    |
| 不二越              | 5,000   | 699.00   | 3,495,000   |    |
| 日本トムソン           | 2,000   | 499.00   | 998,000     |    |
| 日本ピラー工業          | 5,800   | 855.00   | 4,959,000   |    |
| キッツ              | 26,100  | 468.00   | 12,214,800  |    |
| コニカミノルタ          | 110,300 | 1,261.00 | 139,088,300 |    |
| ブラザー工業           | 71,200  | 2,048.00 | 145,817,600 |    |
| ミネベア             | 20,000  | 1,456.00 | 29,120,000  |    |
| 三菱電機             | 72,000  | 1,436.50 | 103,428,000 |    |
| 富士電機             | 202,000 | 483.00   | 97,566,000  |    |
| 東芝テック            | 14,000  | 772.00   | 10,808,000  |    |
| ダイヘン             | 9,000   | 448.00   | 4,032,000   |    |

| 銘柄           | 株式数     | 評価額       |             | 備考 |
|--------------|---------|-----------|-------------|----|
|              |         | 単価        | 金額          |    |
| JVCケンウッド     | 13,700  | 219.00    | 3,000,300   |    |
| メルコホールディングス  | 6,400   | 1,593.00  | 10,195,200  |    |
| 日本電気         | 83,000  | 381.00    | 31,623,000  |    |
| 富士通          | 219,000 | 675.40    | 147,912,600 |    |
| EIZO         | 1,300   | 2,338.00  | 3,039,400   |    |
| パナソニック       | 146,900 | 1,418.00  | 208,304,200 |    |
| TDK          | 17,200  | 6,530.00  | 112,316,000 |    |
| 日本電波工業       | 7,300   | 933.00    | 6,810,900   |    |
| ローランド ディー・ジー | 2,400   | 4,200.00  | 10,080,000  |    |
| クラリオン        | 245,000 | 406.00    | 99,470,000  |    |
| 東光           | 17,000  | 304.00    | 5,168,000   |    |
| 日本航空電子工業     | 31,000  | 2,325.00  | 72,075,000  |    |
| アルパイン        | 6,900   | 1,939.00  | 13,379,100  |    |
| リオン          | 2,200   | 1,444.00  | 3,176,800   |    |
| 日本光電工業       | 600     | 5,650.00  | 3,390,000   |    |
| シスメックス       | 600     | 4,730.00  | 2,838,000   |    |
| 日本デジタル研究所    | 3,200   | 1,770.00  | 5,664,000   |    |
| 図研           | 1,400   | 1,057.00  | 1,479,800   |    |
| カシオ計算機       | 68,900  | 1,707.00  | 117,612,300 |    |
| ファナック        | 5,900   | 19,660.00 | 115,994,000 |    |
| 三井ハイテック      | 15,500  | 684.00    | 10,602,000  |    |
| 新光電気工業       | 8,400   | 689.00    | 5,787,600   |    |
| KOA          | 3,900   | 1,018.00  | 3,970,200   |    |
| 日産自動車        | 13,900  | 1,040.50  | 14,462,950  |    |
| タチエス         | 8,400   | 1,495.00  | 12,558,000  |    |
| 本田技研工業       | 37,600  | 3,588.50  | 134,927,600 |    |
| スズキ          | 41,100  | 3,529.50  | 145,062,450 |    |
| ヤマハ発動機       | 61,100  | 2,286.00  | 139,674,600 |    |

| 銘柄              | 株式数     | 評価額      |             | 備考 |
|-----------------|---------|----------|-------------|----|
|                 |         | 単価       | 金額          |    |
| T B K           | 18,000  | 645.00   | 11,610,000  |    |
| J M S           | 11,000  | 289.00   | 3,179,000   |    |
| ニコン             | 52,600  | 1,530.00 | 80,478,000  |    |
| リズム時計工業         | 19,000  | 155.00   | 2,945,000   |    |
| ニプロ             | 3,300   | 915.00   | 3,019,500   |    |
| バンダイナムコホールディングス | 31,900  | 2,478.00 | 79,048,200  |    |
| ウッドワン           | 35,000  | 278.00   | 9,730,000   |    |
| 凸版印刷            | 66,000  | 738.00   | 48,708,000  |    |
| 大日本印刷           | 14,000  | 1,056.00 | 14,784,000  |    |
| 東京電力            | 27,000  | 439.00   | 11,853,000  |    |
| 中部電力            | 15,300  | 1,410.00 | 21,573,000  |    |
| 関西電力            | 20,700  | 1,120.00 | 23,184,000  |    |
| 中国電力            | 9,000   | 1,514.00 | 13,626,000  |    |
| 北陸電力            | 1,500   | 1,530.00 | 2,295,000   |    |
| 東北電力            | 7,100   | 1,428.00 | 10,138,800  |    |
| 四国電力            | 3,800   | 1,539.00 | 5,848,200   |    |
| 九州電力            | 11,000  | 1,260.00 | 13,860,000  |    |
| 沖縄電力            | 1,500   | 3,500.00 | 5,250,000   |    |
| サカイ引越センター       | 900     | 3,470.00 | 3,123,000   |    |
| 日本通運            | 254,000 | 513.00   | 130,302,000 |    |
| 山九              | 8,000   | 477.00   | 3,816,000   |    |
| 日本梱包運輸倉庫        | 700     | 1,780.00 | 1,246,000   |    |
| セイノーホールディングス    | 7,000   | 923.00   | 6,461,000   |    |
| 日立物流            | 1,600   | 1,561.00 | 2,497,600   |    |
| 商船三井            | 21,000  | 347.00   | 7,287,000   |    |
| 日本航空            | 20,800  | 3,095.00 | 64,376,000  |    |
| 日新              | 10,000  | 279.00   | 2,790,000   |    |
| 三井倉庫ホールディングス    | 11,000  | 433.00   | 4,763,000   |    |

| 銘柄                   | 株式数     | 評価額      |             | 備考 |
|----------------------|---------|----------|-------------|----|
|                      |         | 単価       | 金額          |    |
| NEC ネットエスアイ          | 1,400   | 2,476.00 | 3,466,400   |    |
| ITホールディングス           | 11,000  | 1,827.00 | 20,097,000  |    |
| グリー                  | 22,600  | 813.00   | 18,373,800  |    |
| フジ・メディア・ホールディングス     | 3,700   | 1,495.00 | 5,531,500   |    |
| アイティフォー              | 6,800   | 426.00   | 2,896,800   |    |
| 電通国際情報サービス           | 12,000  | 1,279.00 | 15,348,000  |    |
| エイベックス・グループ・ホールディングス | 13,900  | 1,651.00 | 22,948,900  |    |
| 日本電信電話               | 18,400  | 6,542.00 | 120,372,800 |    |
| KDDI                 | 10,800  | 7,313.00 | 78,980,400  |    |
| NTTドコモ               | 44,500  | 1,801.50 | 80,166,750  |    |
| カブコン                 | 11,900  | 1,762.00 | 20,967,800  |    |
| ミロク情報サービス            | 7,000   | 590.00   | 4,130,000   |    |
| ソフトバンク               | 23,500  | 7,721.00 | 181,443,500 |    |
| アズワン                 | 1,900   | 3,130.00 | 5,947,000   |    |
| ドウシシャ                | 2,700   | 1,801.00 | 4,862,700   |    |
| エクセル                 | 6,600   | 1,403.00 | 9,259,800   |    |
| 伊藤忠商事                | 63,500  | 1,385.50 | 87,979,250  |    |
| 三井物産                 | 115,000 | 1,652.50 | 190,037,500 |    |
| スターゼン                | 10,000  | 343.00   | 3,430,000   |    |
| 内田洋行                 | 13,000  | 349.00   | 4,537,000   |    |
| 菱電商事                 | 4,000   | 821.00   | 3,284,000   |    |
| 新光商事                 | 3,600   | 1,096.00 | 3,945,600   |    |
| 江守グループホールディングス       | 5,200   | 1,111.00 | 5,777,200   |    |
| サンエー                 | 1,000   | 3,710.00 | 3,710,000   |    |
| エディオン                | 10,600  | 788.00   | 8,352,800   |    |
| ビックカメラ               | 9,000   | 948.00   | 8,532,000   |    |
| ドトール・日レスホールディングス     | 4,100   | 1,585.00 | 6,498,500   |    |
| マツモトキヨシホールディングス      | 900     | 3,285.00 | 2,956,500   |    |

| 銘柄                   | 株式数     | 評価額      |             | 備考 |
|----------------------|---------|----------|-------------|----|
|                      |         | 単価       | 金額          |    |
| セブン&アイ・ホールディングス      | 2,600   | 4,298.00 | 11,174,800  |    |
| G-7ホールディングス          | 3,100   | 926.00   | 2,870,600   |    |
| コーナン商事               | 3,000   | 1,282.00 | 3,846,000   |    |
| AOKIホールディングス         | 3,600   | 1,148.00 | 4,132,800   |    |
| 青山商事                 | 1,100   | 2,544.00 | 2,798,400   |    |
| 高島屋                  | 17,000  | 946.00   | 16,082,000  |    |
| ヤマダ電機                | 305,300 | 380.00   | 116,014,000 |    |
| 吉野家ホールディングス          | 5,500   | 1,272.00 | 6,996,000   |    |
| 王将フードサービス            | 1,400   | 3,985.00 | 5,579,000   |    |
| プレナス                 | 2,500   | 1,940.00 | 4,850,000   |    |
| 三菱UFJフィナンシャル・グループ    | 499,700 | 630.90   | 315,260,730 |    |
| 三井住友フィナンシャルグループ      | 56,400  | 4,463.00 | 251,713,200 |    |
| みずほフィナンシャルグループ       | 42,700  | 203.20   | 8,676,640   |    |
| ジャフコ                 | 18,900  | 4,385.00 | 82,876,500  |    |
| 大和証券グループ本社           | 180,000 | 942.70   | 169,686,000 |    |
| 野村ホールディングス           | 184,100 | 715.20   | 131,668,320 |    |
| 水戸証券                 | 120,400 | 423.00   | 50,929,200  |    |
| 損保ジャパン日本興亜ホールディングス   | 4,800   | 2,891.50 | 13,879,200  |    |
| MS&ADインシュアランスグループホール | 9,200   | 2,458.00 | 22,613,600  |    |
| 第一生命保険               | 54,900  | 1,686.00 | 92,561,400  |    |
| 芙蓉総合リース              | 3,600   | 4,330.00 | 15,588,000  |    |
| 興銀リース                | 8,400   | 2,530.00 | 21,252,000  |    |
| 東京センチュリーリース          | 4,500   | 3,070.00 | 13,815,000  |    |
| 日立キャピタル              | 13,600  | 2,731.00 | 37,141,600  |    |
| オリックス                | 113,500 | 1,570.50 | 178,251,750 |    |
| 三菱UFJリース             | 7,400   | 571.00   | 4,225,400   |    |
| 日本取引所グループ            | 5,700   | 2,991.00 | 17,048,700  |    |
| 飯田グループホールディングス       | 4,500   | 1,251.00 | 5,629,500   |    |

| 銘柄           | 株式数    | 評価額      |               | 備考 |
|--------------|--------|----------|---------------|----|
|              |        | 単価       | 金額            |    |
| 京阪神ビルディング    | 15,600 | 642.00   | 10,015,200    |    |
| ゴールドクレスト     | 2,000  | 2,013.00 | 4,026,000     |    |
| 日神不動産        | 17,500 | 445.00   | 7,787,500     |    |
| ノバレーゼ        | 10,100 | 889.00   | 8,978,900     |    |
| スタジオアリス      | 2,700  | 1,433.00 | 3,869,100     |    |
| 電通           | 3,400  | 4,130.00 | 14,042,000    |    |
| みらかホールディングス  | 2,000  | 4,630.00 | 9,260,000     |    |
| アルプス技研       | 3,800  | 1,304.00 | 4,955,200     |    |
| ラウンドワン       | 4,800  | 658.00   | 3,158,400     |    |
| ワタベウェディング    | 13,400 | 527.00   | 7,061,800     |    |
| アサンテ         | 3,900  | 1,284.00 | 5,007,600     |    |
| 共立メンテナンス     | 3,700  | 4,800.00 | 17,760,000    |    |
| 東京テアトル       | 30,000 | 147.00   | 4,410,000     |    |
| ベネッセホールディングス | 6,100  | 3,585.00 | 21,868,500    |    |
| 合 計          |        |          | 7,740,278,790 |    |

## (イ) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

## デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「（デリバティブ取引等に関する注記）」の「取引の時価等に関する事項」に記載されております。

## 2【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

(2014年11月28日現在)

|                |                |
|----------------|----------------|
| 資産総額           | 3,313,295,898円 |
| 負債総額           | 1,758,900,438円 |
| 純資産総額（ - ）     | 1,554,395,460円 |
| 発行済口数          | 1,394,511,351口 |
| 1口当たり純資産額（ / ） | 1.1147円        |

### 参考情報

<ゴールドマン・サックス日本計量株式マザーファンド>

(2014年11月28日現在)

|                |                |
|----------------|----------------|
| 資産総額           | 9,243,206,278円 |
| 負債総額           | 107,250,946円   |
| 純資産総額（ - ）     | 9,135,955,332円 |
| 発行済口数          | 5,531,165,771口 |
| 1口当たり純資産額（ / ） | 1.6517円        |

#### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

a 受益権の名義書換

該当事項はありません。

b 受益者に対する特典

該当事項はありません。

c 受益権の譲渡制限

該当事項はありません。ただし、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託銀行に対抗することができません。

d その他

本ファンドの受益権は振替受益権であり、委託会社は、やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。



## 第二部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額（本書提出日現在）

資本金の額：金 4 億9,000万円

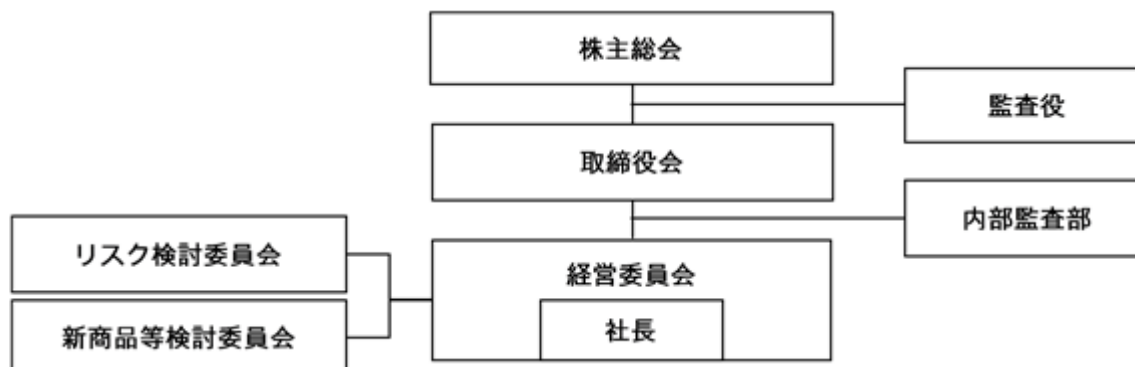
発行する株式の総数：8,000株

発行済株式の総数：6,400株

最近5年間における主な資本の額の増減：該当事項はありません。

##### (2) 委託会社等の機構

委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務を監督します。代表取締役である社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、社長に事故あるときにその職務を代行します。

委託会社の業務執行にかかる重要事項を審議する機関として経営委員会をおきます。経営委員会は、取締役会に直属し、定時取締役会が開催されない期間においては、委託会社の業務執行に関して法令により認められる限度で取締役会が有する一切の権限を保持し、執行します（取締役会の専権事項を除きます。）。

リスク検討委員会は、経営委員会の監督の下に、当社の一切の活動における法令遵守、内部統制、オペレーショナル・リスク、システム・リスク等のリスク、及び関連するレピュテーション上の問題を監視・監督し、当社の経営理念に沿った各種規定及び業務手順が整備されていることを確保するため、権限を行使することができます。また、リスク検討委員会は、適用法令、協会規則、投資信託約款、顧客との運用ガイドラインを遵守するとともに、善良なる管理者としての注意義務および忠実義務の観点から受託者としての責任を遵守するため（議決権行使に関する方針を含みます。）、必要な報告徴収、調査、検討、決定等を行うことができます。

新商品等検討委員会は、経営委員会の監督の下に、新商品等検討委員会規則に基づき、新商品、投資信託の分配方針等に関する正式な検討プロセスを維持することに責任を持ちます。

監査役は、委託会社の会計監査および業務監査を行います。業務の執行は、取締役が行います。

##### 投資運用の意思決定機構

委託会社における投資運用の意思決定は運用本部所属の各部において行われます。運用本部は以下のような部によって構成されています。運用本部の各部では株式運用部長、計量運用部長および債券通貨運用部長がその所属員を指揮監督し、部の業務を統括しています。株式運用部は、日本株の運用を、計量運用部は、計量運用によるタイミング戦略、株式国別配分、債券国別配分および通貨配分などの各戦略をはじめとする多資産クラスの運用ならびに計量運用手法による株式の運用を、債券通貨運用部は、債券および通貨の運用をそれぞれ担当します。それぞれの運用部は各資産クラスの運用について独立した責任と権限をもち、投資運用に関する意思決定を行います。また、運用本部には、上記のほか、戦略株式運用部、運用投資戦略部、オルタナティブ・インベストメント・アンド・マネージャー・セレクション部、不動産運用部およびマルチプロダクト・ファンド室があります。



投資運用の意思決定には、委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用グループのリソースが活用されます。委託会社の運用本部はゴールドマン・サックスの資産運用グループのポートフォリオ・マネジメント・チームの構成員として、他の構成員たる様々な地域のポートフォリオ・マネジメント・チームとグローバルな情報交換を行っています。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

### 事業の内容

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその投資運用業務および投資助言業務を行っています。また、金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務を行っています。

### 委託会社の運用するファンド

2014年12月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです（親投資信託を除きます。）。

| 種類        | 本数  | 純資産総額（円）          |
|-----------|-----|-------------------|
| 追加型株式投資信託 | 103 | 1,499,112,249,753 |
| 合計        | 103 | 1,499,112,249,753 |

### 3【委託会社等の経理状況】

#### 1．財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

#### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19期事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第20期事業年度の中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人の中間監査を受けております。

## ( 1 ) 【貸借対照表】

| 期別       |          | 第18期<br>(平成25年3月31日現在) |            |       | 第19期<br>(平成26年3月31日現在) |            |       |
|----------|----------|------------------------|------------|-------|------------------------|------------|-------|
| 資産の部     |          |                        |            |       |                        |            |       |
| 科目       | 注記<br>番号 | 内訳                     | 金額         | 構成比   | 内訳                     | 金額         | 構成比   |
|          |          | 千円                     | 千円         | %     | 千円                     | 千円         | %     |
| 流動資産     |          |                        |            |       |                        |            |       |
| 現金・預金    |          |                        | 3,799,436  |       |                        | 6,190,481  |       |
| 有価証券     |          |                        | 10,197,717 |       |                        | 15,497,189 |       |
| 支払委託金    |          |                        | 51         |       |                        | 38         |       |
| 収益分配金    |          | 51                     |            |       | 38                     |            |       |
| 未収委託者報酬  |          |                        | 1,349,584  |       |                        | 1,629,300  |       |
| 未収運用受託報酬 |          |                        | 1,052,020  |       |                        | 1,149,245  |       |
| 未収収益     |          |                        | 250,263    |       |                        | 90,505     |       |
| 立替金      |          |                        | 58,689     |       |                        | 2          |       |
| 預け金      |          |                        | -          |       |                        | 2,290      |       |
| 繰延税金資産   |          |                        | 655,118    |       |                        | 810,563    |       |
| 流動資産計    |          |                        | 17,362,882 | 78.5  |                        | 25,369,618 | 88.8  |
| 固定資産     |          |                        |            |       |                        |            |       |
| 投資その他の資産 |          |                        | 4,744,062  |       |                        | 3,209,508  |       |
| 投資有価証券   |          | 3,515,336              |            |       | 1,515,755              |            |       |
| 長期差入保証金  |          | 10,000                 |            |       | 10,000                 |            |       |
| 繰延税金資産   |          | 1,218,726              |            |       | 1,683,753              |            |       |
| 固定資産計    |          |                        | 4,744,062  | 21.5  |                        | 3,209,508  | 11.2  |
| 資産合計     |          |                        | 22,106,945 | 100.0 |                        | 28,579,127 | 100.0 |

| 期別        |          | 第18期<br>(平成25年3月31日現在) |           |      | 第19期<br>(平成26年3月31日現在) |            |      |
|-----------|----------|------------------------|-----------|------|------------------------|------------|------|
| 負債の部      |          |                        |           |      |                        |            |      |
| 科目        | 注記<br>番号 | 内訳                     | 金額        | 構成比  | 内訳                     | 金額         | 構成比  |
|           |          | 千円                     | 千円        | %    | 千円                     | 千円         | %    |
| 流動負債      |          |                        |           |      |                        |            |      |
| 預り金       |          |                        | 296       |      |                        | 265        |      |
| 未払金       |          |                        | 533,934   |      |                        | 539,515    |      |
| 未払収益分配金   |          | 177                    |           |      | 203                    |            |      |
| 未払償還金     |          | 72                     |           |      | 72                     |            |      |
| 未払手数料     |          | 533,685                |           |      | 539,240                |            |      |
| 未払費用      |          |                        | 2,373,586 |      |                        | 3,077,924  |      |
| 未払法人税等    |          |                        | 678,381   |      |                        | 2,327,419  |      |
| 未払消費税等    |          |                        | 99,850    |      |                        | 154,504    |      |
| 流動負債計     |          |                        | 3,686,048 | 16.7 |                        | 6,099,629  | 21.3 |
| 固定負債      |          |                        |           |      |                        |            |      |
| 長期未払費用    |          |                        | 3,835,760 |      |                        | 5,436,742  |      |
| 役員退職慰労引当金 |          |                        | 222,911   |      |                        | 174,176    |      |
| その他固定負債   |          |                        | 650       |      |                        | 650        |      |
| 固定負債計     |          |                        | 4,059,322 | 18.4 |                        | 5,611,569  | 19.6 |
| 負債合計      |          |                        | 7,745,371 | 35.0 |                        | 11,711,198 | 41.0 |

| 期別           |          | 第18期<br>(平成25年3月31日現在) |            |       | 第19期<br>(平成26年3月31日現在) |            |       |
|--------------|----------|------------------------|------------|-------|------------------------|------------|-------|
| 純資産の部        |          |                        |            |       |                        |            |       |
| 科目           | 注記<br>番号 | 内訳                     | 金額         | 構成比   | 内訳                     | 金額         | 構成比   |
|              |          | 千円                     | 千円         | %     | 千円                     | 千円         | %     |
| 株主資本         |          |                        |            |       |                        |            |       |
| 資本金          |          |                        | 490,000    |       |                        | 490,000    |       |
| 資本剰余金        |          |                        | 390,000    |       |                        | 390,000    |       |
| 資本準備金        |          | 390,000                |            |       | 390,000                |            |       |
| 利益剰余金        |          |                        | 13,224,106 |       |                        | 15,752,528 |       |
| その他利益剰余金     |          | 13,224,106             |            |       | 15,752,528             |            |       |
| 繰越利益剰余金      |          | 13,224,106             |            |       | 15,752,528             |            |       |
| 株主資本合計       |          |                        | 14,104,106 | 63.8  |                        | 16,632,528 | 58.2  |
| 評価・換算差額等     |          |                        |            |       |                        |            |       |
| その他有価証券評価差額金 |          | 257,467                |            |       | 235,400                |            |       |
| 評価・換算差額等合計   |          |                        | 257,467    | 1.2   |                        | 235,400    | 0.8   |
| 純資産合計        |          |                        | 14,361,574 | 65.0  |                        | 16,867,928 | 59.0  |
| 負債・純資産合計     |          |                        | 22,106,945 | 100.0 |                        | 28,579,127 | 100.0 |

## (2) 【損益計算書】

| 期別      |          | 第18期                        |            |       | 第19期                        |            |       |
|---------|----------|-----------------------------|------------|-------|-----------------------------|------------|-------|
|         |          | 自 平成24年4月1日<br>至 平成25年3月31日 | 金額         | 構成比   | 自 平成25年4月1日<br>至 平成26年3月31日 | 金額         | 構成比   |
| 科目      | 注記<br>番号 | 内訳                          | 金額         | 構成比   | 内訳                          | 金額         | 構成比   |
|         |          | 千円                          | 千円         | %     | 千円                          | 千円         | %     |
| 営業収益    |          |                             |            |       |                             |            |       |
| 委託者報酬   |          |                             | 10,394,695 |       |                             | 13,635,195 |       |
| 運用受託報酬  |          |                             | 5,903,536  |       |                             | 9,656,904  |       |
| その他営業収益 | * 2      |                             | 5,346,245  |       |                             | 6,207,085  |       |
| 営業収益計   |          |                             | 21,644,477 | 100.0 |                             | 29,499,185 | 100.0 |
| 営業費用    |          |                             |            |       |                             |            |       |
| 支払手数料   |          |                             | 4,828,407  |       |                             | 6,962,756  |       |
| 広告宣伝費   |          |                             | 356,368    |       |                             | 144,681    |       |
| 調査費     |          |                             | 4,843,198  |       |                             | 5,933,889  |       |
| 委託調査費   | * 2      | 4,843,198                   |            |       | 5,933,889                   |            |       |
| 委託計算費   |          |                             | 187,048    |       |                             | 223,678    |       |
| 営業雑経費   |          |                             | 412,224    |       |                             | 461,100    |       |
| 通信費     |          | 254,451                     |            |       | 255,040                     |            |       |
| 印刷費     |          | 128,462                     |            |       | 177,694                     |            |       |
| 協会費     |          | 29,310                      |            |       | 28,365                      |            |       |
| 営業費用計   |          |                             | 10,627,248 | 49.1  |                             | 13,726,106 | 46.5  |
| 一般管理費   |          |                             |            |       |                             |            |       |
| 給料      |          |                             | 6,758,363  |       |                             | 7,256,790  |       |
| 役員報酬    |          | 178,109                     |            |       | 206,318                     |            |       |
| 給料・手当   |          | 2,621,391                   |            |       | 2,653,784                   |            |       |
| 賞与      |          | 1,291,499                   |            |       | 1,204,783                   |            |       |
| 株式従業員報酬 | * 1      | 807,717                     |            |       | 1,588,176                   |            |       |
| その他の報酬  |          | 1,859,646                   |            |       | 1,603,726                   |            |       |
| 交際費     |          |                             | 38,921     |       |                             | 51,545     |       |
| 寄付金     |          |                             | 19,338     |       |                             | 21,662     |       |
| 旅費交通費   |          |                             | 167,344    |       |                             | 180,749    |       |
| 租税公課    |          |                             | 49,118     |       |                             | 132,233    |       |
| 不動産賃借料  |          |                             | 482,119    |       |                             | 563,642    |       |
| 退職給付費用  |          |                             | 843,772    |       |                             | 1,238,747  |       |
| 事務委託費   |          |                             | 457,831    |       |                             | 381,217    |       |
| 諸経費     |          |                             | 1,084,126  |       |                             | 1,348,001  |       |
| 一般管理費計  |          |                             | 9,900,937  | 45.7  |                             | 11,174,589 | 37.9  |
| 営業利益    |          |                             | 1,116,291  | 5.2   |                             | 4,598,489  | 15.6  |

経常損益の部  
 営業損益の部

| 期別           |           | 第18期<br>自 平成24年4月1日<br>至 平成25年3月31日 |          |           | 第19期<br>自 平成25年4月1日<br>至 平成26年3月31日 |           |         |     |
|--------------|-----------|-------------------------------------|----------|-----------|-------------------------------------|-----------|---------|-----|
|              |           | 科目                                  | 注記<br>番号 | 内訳        | 金額                                  | 構成比       | 内訳      | 金額  |
| 経常損益の部       | 営業外収益     |                                     |          |           |                                     |           |         |     |
|              | 収益分配金     |                                     |          |           | 68,834                              |           | 104,727 |     |
|              | 受取利息      |                                     |          |           | 16,255                              |           | 17,522  |     |
|              | 投資有価証券売却益 |                                     |          |           | -                                   |           | 320,553 |     |
|              | 為替差益      |                                     |          |           | 14,373                              |           | -       |     |
|              | 雑益        |                                     |          |           | 52                                  |           | 1,661   |     |
|              | 営業外収益計    |                                     |          |           | 99,515                              | 0.5       | 444,464 | 1.5 |
|              | 営業外費用     |                                     |          |           |                                     |           |         |     |
|              | 支払利息      |                                     |          |           | 26                                  |           | -       |     |
|              | 株式従業員報酬   | * 1                                 |          |           | 257,196                             |           | 292,295 |     |
|              | 為替差損      |                                     |          |           | -                                   |           | 40,483  |     |
|              | 投資有価証券売却損 |                                     |          |           | -                                   |           | 491     |     |
|              | 営業外費用計    |                                     |          |           | 257,223                             | 1.2       | 333,269 | 1.1 |
| 経常利益         |           |                                     |          | 958,583   | 4.4                                 | 4,709,683 | 16.0    |     |
| 税引前当期純利益     |           |                                     |          | 958,583   | 4.4                                 | 4,709,683 | 16.0    |     |
| 法人税、住民税及び事業税 |           |                                     |          | 1,030,076 | 4.8                                 | 2,774,220 | 9.4     |     |
| 法人税等調整額      |           |                                     |          | 373,921   | 1.7                                 | 592,957   | 2.0     |     |
| 当期純利益        |           |                                     |          | 302,428   | 1.4                                 | 2,528,421 | 8.6     |     |



## （ 3 ） 【 株主資本等変動計算書 】

第18期  
（ 自平成24年 4 月 1 日 至平成25年 3 月31日 ）

（ 単位：千円 ）

|                                 | 株主資本    |           |             |                             |             | 株主資本合計     | 評価・換算差額等                 |                        | 純資産合計      |
|---------------------------------|---------|-----------|-------------|-----------------------------|-------------|------------|--------------------------|------------------------|------------|
|                                 | 資本金     | 資本剰余金     |             | 利益剰余金                       |             |            | その他<br>有価証<br>券評価<br>差額金 | 評価・<br>換算差<br>額等合<br>計 |            |
|                                 |         | 資本準備<br>金 | 資本剰余<br>金合計 | その他利益<br>剰余金<br>繰越利益剰<br>余金 | 利益剰余金<br>合計 |            |                          |                        |            |
| 平成24年 4 月 1 日残高                 | 490,000 | 390,000   | 390,000     | 12,921,678                  | 12,921,678  | 13,801,678 | 52,406                   | 52,406                 | 13,854,085 |
| 事業年度中の変動額                       |         |           |             |                             |             |            |                          |                        |            |
| 当期純利益                           |         |           |             | 302,428                     | 302,428     | 302,428    |                          |                        | 302,428    |
| 株主資本以外の項目<br>の事業年度中の変動<br>額（純額） |         |           |             |                             |             |            | 205,061                  | 205,061                | 205,061    |
| 事業年度中の変動額合<br>計                 | -       | -         | -           | 302,428                     | 302,428     | 302,428    | 205,061                  | 205,061                | 507,489    |
| 平成25年 3 月31日残高                  | 490,000 | 390,000   | 390,000     | 13,224,106                  | 13,224,106  | 14,104,106 | 257,467                  | 257,467                | 14,361,574 |

第19期  
（ 自平成25年 4 月 1 日 至平成26年 3 月31日 ）

（ 単位：千円 ）

|                                 | 株主資本    |           |             |                             |             | 株主資本合計     | 評価・換算差額等                 |                        | 純資産合計      |
|---------------------------------|---------|-----------|-------------|-----------------------------|-------------|------------|--------------------------|------------------------|------------|
|                                 | 資本金     | 資本剰余金     |             | 利益剰余金                       |             |            | その他<br>有価証<br>券評価<br>差額金 | 評価・<br>換算差<br>額等合<br>計 |            |
|                                 |         | 資本準備<br>金 | 資本剰余<br>金合計 | その他利益<br>剰余金<br>繰越利益剰<br>余金 | 利益剰余金<br>合計 |            |                          |                        |            |
| 平成25年 4 月 1 日残高                 | 490,000 | 390,000   | 390,000     | 13,224,106                  | 13,224,106  | 14,104,106 | 257,467                  | 257,467                | 14,361,574 |
| 事業年度中の変動額                       |         |           |             |                             |             |            |                          |                        |            |
| 当期純利益                           |         |           |             | 2,528,421                   | 2,528,421   | 2,528,421  |                          |                        | 2,528,421  |
| 株主資本以外の項目<br>の事業年度中の変動<br>額（純額） |         |           |             |                             |             |            | 22,067                   | 22,067                 | 22,067     |
| 事業年度中の変動額合<br>計                 | -       | -         | -           | 2,528,421                   | 2,528,421   | 2,528,421  | 22,067                   | 22,067                 | 2,506,354  |
| 平成26年 3 月31日残高                  | 490,000 | 390,000   | 390,000     | 15,752,528                  | 15,752,528  | 16,632,528 | 235,400                  | 235,400                | 16,867,928 |

## 重要な会計方針

|                            |   |
|----------------------------|---|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法         | <p>その他有価証券<br/>時価のあるもの<br/>時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価（移動平均法による原価法）ないし償却原価との評価差額については全部純資産直入法によっております。<br/>時価のないもの<br/>移動平均法による原価法によっております。</p>  |
| 2. 引当金の計上基準                | <p>(1) 役員退職慰労引当金<br/>役員退職慰労金の支出に備えて、当社内規に基づく期末要支給見積額を計上しております。</p> <p>(2) 貸倒引当金<br/>貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(3) 金融商品取引責任準備金<br/>金融商品取引事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5第1項に基づく責任準備金を計上しております。</p>  |
| 3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | <p>(1) 株式従業員報酬の会計処理方法<br/>役員及び従業員に付与されております、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報酬については、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」に準じて、権利付与日公正価値及び付与された株数に基づき計算される費用を権利確定計算期間にわたり人件費（営業費用及び一般管理費）として処理しております。また、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクおよびゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限公司との契約に基づき当社が負担する、権利付与日以降の株価の変動により発生する損益については営業外損益として処理しております。</p> <p>(2) 消費税等の会計処理<br/>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p> |

## 注記事項

（貸借対照表関係）

| 第18期<br>（平成25年3月31日現在） | 第19期<br>（平成26年3月31日現在） |
|------------------------|------------------------|
| 該当事項はありません。            | 該当事項はありません。            |

（損益計算書関係）

| 第18期<br>（自 平成24年4月1日<br>至 平成25年3月31日）  | 第19期<br>（自 平成25年4月1日<br>至 平成26年3月31日） |  |         |             |      |  |       |             |   |      |  |         |             |      |  |       |             |
|--|---------------------------------------|--|---------|-------------|------|--|-------|-------------|---|------|--|---------|-------------|------|--|-------|-------------|
| <p>* 1 株式従業員報酬<br/>役員及び従業員に付与されておりますザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報酬に関するものであり、当該株式の株価及び付与された株数に基づき算出し配賦されております。</p> <p>* 2 関係会社項目<br/>関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">営業収益</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他営業収益</td> <td style="text-align: right;">5,294,986千円</td> </tr> <tr> <td>営業費用</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">委託調査費</td> <td style="text-align: right;">4,843,198千円</td> </tr> </table> | 営業収益                                  |  | その他営業収益 | 5,294,986千円 | 営業費用 |  | 委託調査費 | 4,843,198千円 | <p>* 1 株式従業員報酬<br/>同左</p> <p>* 2 関係会社項目<br/>同左</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">営業収益</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他営業収益</td> <td style="text-align: right;">6,098,382千円</td> </tr> <tr> <td>営業費用</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">委託調査費</td> <td style="text-align: right;">5,933,889千円</td> </tr> </table> | 営業収益 |  | その他営業収益 | 6,098,382千円 | 営業費用 |  | 委託調査費 | 5,933,889千円 |
| 営業収益   |                                       |  |         |             |      |  |       |             |   |      |  |         |             |      |  |       |             |
| その他営業収益  | 5,294,986千円                           |  |         |             |      |  |       |             |   |      |  |         |             |      |  |       |             |
| 営業費用   |                                       |  |         |             |      |  |       |             |   |      |  |         |             |      |  |       |             |
| 委託調査費  | 4,843,198千円                           |  |         |             |      |  |       |             |   |      |  |         |             |      |  |       |             |
| 営業収益   |                                       |  |         |             |      |  |       |             |   |      |  |         |             |      |  |       |             |
| その他営業収益  | 6,098,382千円                           |  |         |             |      |  |       |             |   |      |  |         |             |      |  |       |             |
| 営業費用   |                                       |  |         |             |      |  |       |             |   |      |  |         |             |      |  |       |             |
| 委託調査費  | 5,933,889千円                           |  |         |             |      |  |       |             |   |      |  |         |             |      |  |       |             |

## （株主資本等変動計算書関係）

第18期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

## 1．発行済株式に関する事項

| 株式の種類   | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|---------|---------|----|----|--------|
| 普通株式（株） | 6,400   | -  | -  | 6,400  |

## 2．配当に関する事項

該当事項はありません。

第19期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

## 1．発行済株式に関する事項

| 株式の種類   | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|---------|---------|----|----|--------|
| 普通株式（株） | 6,400   | -  | -  | 6,400  |

## 2．配当に関する事項

該当事項はありません。

## （リース取引関係）

| 第18期<br>（自 平成24年4月1日<br>至 平成25年3月31日） | 第19期<br>（自 平成25年4月1日<br>至 平成26年3月31日） |
|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項はありません。       | 同左                                    |

(金融商品関係)

第18期  
(自 平成24年4月1日  
至 平成25年3月31日)

#### (1) 金融商品の状況に関する事項

##### 金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を含む金融商品取引法により金融商品取引業者が行うことができる業務、及びこれに付帯関連する業務を行っております。これらの業務に関連し、当社は、主に現金・預金、コマーシャル・ペーパー、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び投資有価証券といった金融資産を保有しております。なお、当社は、資金運用については短期的な預金やコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に限定する方針です。投資有価証券は事業推進目的のために保有する当社設定の投資信託であります。

##### 金融商品に係るリスク及びその管理体制

金融商品に係るリスクは、信用リスク、市場リスク、流動性リスク等であります。当社は、効率的なリスク管理が極めて重要であると考えており、職務の分掌と経営陣による監督は、当社リスク管理手続の重要な要素であります。

##### 信用リスク

信用リスクとしては主に、当社が保有する預金に係る銀行の信用リスク、保有するコマーシャル・ペーパーに係る発行体の信用リスク、当社が運用する投資信託から受領する委託者報酬及び投資一任契約に基づき顧客から受領する運用受託報酬に関して、運用資産が悪化した場合に未収委託者報酬及び未収運用受託報酬を回収できず、当社が損失を被るリスクがあります。

当社は、預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時、およびその後継続的に銀行の信用力を評価し、また各銀行に預け入れる金額に上限を設けることにより、預金に係る信用リスクを管理しております。

コマーシャル・ペーパーに関しましては、主にゴールドマン・サックスのグループ会社が発行するものとし、定期的に見直すことによって信用リスクを管理しております。

また、未収委託者報酬及び未収運用受託報酬に関しては、過去に回収できなかったケースは無く、特に未収委託者報酬に関しては、受託者たる信託銀行で分別管理されている当社が運用する信託財産から受領するため、リスクは非常に低いものと考えております。

##### 市場リスク

当社は、海外の関連会社との取引により生じた外国通貨建て資産負債を保有していることから、為替相場の変動によるリスクに晒されております。当社は為替リスクを管理するため、外貨建資産負債の純額が予め社内で設定した水準を越える場合、当該通貨の売買を行い、為替リスクを削減しております。また、当社は事業推進目的のために当社設定の投資有価証券を保有していることから、基準価額の変動による価格変動リスクに晒されております。係る投資有価証券については運用を行う資産の種類を文書に定め、取得にあたり事前に社内委員会にて検討・承認をし、保有の目的が達成されたと判断された時点で適時処分しております。

##### 流動性および資金調達リスク

当社は総資産の60%以上が現金・預金及びコマーシャル・ペーパーであり、また現金・預金及びコマーシャル・ペーパーの残高は負債総額を超えており、当社において流動性リスク及び資金調達リスクは非常に低いものと考えております。また、当社は、資金運用を預金やコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に限定することで流動性リスクを管理しており、親会社との間で劣後条件付リボルビング・クレジット・ローン契約を締結することで、必要な場合の資金調達手段を確保し、資金調達リスクに備えております。

第18期  
(自 平成24年 4月 1日  
至 平成25年 3月31日)

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成25年 3月31日現在における貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

|          | 貸借対照表計上額   | 時価         | 差額 |
|----------|------------|------------|----|
| 現金・預金    | 3,799,436  | 3,799,436  | -  |
| 有価証券     |            |            |    |
| 其他有価証券   | 10,197,717 | 10,197,717 | -  |
| 未収委託者報酬  | 1,349,584  | 1,349,584  | -  |
| 未収運用受託報酬 | 1,052,020  | 1,052,020  | -  |
| 投資有価証券   |            |            |    |
| 其他投資有価証券 | 3,515,336  | 3,515,336  | -  |

## 金融商品の時価の算定方法

現金・預金、有価証券、未収委託者報酬及び未収運用受託報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。投資有価証券については、投資信託であり、直近の基準価額によっております。

## 金銭債権及び満期のある有価証券の償還予定額

(単位：千円)

|                      | 1年以内       | 1年超<br>2年以内 | 2年超<br>3年以内 | 3年超<br>4年以内 | 4年超<br>5年以内 | 5年超 |
|----------------------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----|
| 現金・預金                | 3,799,436  | -           | -           | -           | -           | -   |
| 有価証券                 |            |             |             |             |             |     |
| 其他有価証券の<br>うち満期があるもの | 10,200,000 | -           | -           | -           | -           | -   |
| 未収委託者報酬              | 1,349,584  | -           | -           | -           | -           | -   |
| 未収運用受託報酬             | 1,052,020  | -           | -           | -           | -           | -   |

## 第19期

（自 平成25年 4月 1日  
至 平成26年 3月31日）

## (1) 金融商品の状況に関する事項

## 金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を含む金融商品取引法により金融商品取引業者が行うことができる業務、及びこれに付帯関連する業務を行っております。これらの業務に関連し、当社は、主に現金・預金、コマーシャル・ペーパー、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び投資有価証券といった金融資産を保有しております。なお、当社は、資金運用については短期的な預金やコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に限定する方針です。投資有価証券は事業推進目的のために保有する当社設定の投資信託であります。

## 金融商品に係るリスク及びその管理体制

金融商品に係るリスクは、信用リスク、市場リスク、流動性リスク等であります。当社は、効率的なリスク管理が極めて重要であると考えており、職務の分掌と経営陣による監督は、当社リスク管理手続の重要な要素であります。

信用リスク

信用リスクとしては主に、当社が保有する預金に係る銀行の信用リスク、保有するコマーシャル・ペーパーに係る発行体の信用リスク、当社が運用する投資信託から受領する委託者報酬及び投資一任契約に基づき顧客から受領する運用受託報酬に関して、運用資産が悪化した場合に未収委託者報酬及び未収運用受託報酬を回収できず、当社が損失を被るリスクがあります。

当社は、預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時、およびその後継続的に銀行の信用力を評価し、また各銀行に預け入れる金額に上限を設けることにより、預金に係る信用リスクを管理しております。

コマーシャル・ペーパーに関しましては、主にゴールドマン・サックスのグループ会社が発行するものとし、定期的に見直すことによって信用リスクを管理しております。

また、未収委託者報酬及び未収運用受託報酬に関しては、過去に回収できなかったケースは無く、特に未収委託者報酬に関しては、受託者たる信託銀行で分別管理されている当社が運用する信託財産から受領するため、リスクは非常に低いものと考えております。

市場リスク

当社は、海外の関連会社との取引により生じた外国通貨建て資産負債を保有していることから、為替相場の変動によるリスクに晒されております。当社は為替リスクを管理するため、外貨建資産負債の純額が予め社内で設定した水準を越える場合、当該通貨の売買を行い、為替リスクを削減しております。また、当社は事業推進目的のために当社設定の投資有価証券を保有していることから、基準価額の変動による価格変動リスクに晒されております。係る投資有価証券については運用を行う資産の種類を文書に定め、取得にあたり事前に社内委員会にて検討・承認をし、保有の目的が達成されたと判断された時点で適時処分しております。

流動性および資金調達リスク

当社は総資産の75%以上が現金・預金及びコマーシャル・ペーパーであり、また現金・預金及びコマーシャル・ペーパーの残高は負債総額を超えており、当社において流動性リスク及び資金調達リスクは非常に低いものと考えております。また、当社は、資金運用を預金やコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に限定することで流動性リスクを管理しており、親会社との間で劣後条件付リボルビング・クレジット・ローン契約を締結することで、必要な場合の資金調達手段を確保し、資金調達リスクに備えております。

第19期  
（自 平成25年 4月 1日  
至 平成26年 3月31日）

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成26年 3月31日現在における貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

|          | 貸借対照表計上額   | 時価         | 差額 |
|----------|------------|------------|----|
| 現金・預金    | 6,190,481  | 6,190,481  | -  |
| 有価証券     |            |            |    |
| 其他有価証券   | 15,497,189 | 15,497,189 | -  |
| 未収委託者報酬  | 1,629,300  | 1,629,300  | -  |
| 未収運用受託報酬 | 1,149,245  | 1,149,245  | -  |
| 投資有価証券   |            |            |    |
| 其他投資有価証券 | 1,515,755  | 1,515,755  | -  |

## 金融商品の時価の算定方法

現金・預金、有価証券、未収委託者報酬及び未収運用受託報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。投資有価証券については、投資信託であり、直近の基準価額によっております。

## 金銭債権及び満期のある有価証券の償還予定額

(単位：千円)

|                      | 1年以内       | 1年超<br>2年以内 | 2年超<br>3年以内 | 3年超<br>4年以内 | 4年超<br>5年以内 | 5年超 |
|----------------------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----|
| 現金・預金                | 6,190,481  | -           | -           | -           | -           | -   |
| 有価証券                 |            |             |             |             |             |     |
| 其他有価証券の<br>うち満期があるもの | 15,500,000 | -           | -           | -           | -           | -   |
| 未収委託者報酬              | 1,629,300  | -           | -           | -           | -           | -   |
| 未収運用受託報酬             | 1,149,245  | -           | -           | -           | -           | -   |



## （有価証券関係）

| 第18期<br>（自 平成24年4月1日<br>至 平成25年3月31日） |                     |                 |                      |            | 第19期<br>（自 平成25年4月1日<br>至 平成26年3月31日） |                     |                 |                      |            |
|---------------------------------------|---------------------|-----------------|----------------------|------------|---------------------------------------|---------------------|-----------------|----------------------|------------|
| 1. その他有価証券で時価のあるもの                    |                     |                 |                      |            | 1. その他有価証券で時価のあるもの                    |                     |                 |                      |            |
| 区分                                    | 種類                  | 取得原価<br>（千円）    | 貸借対照<br>表計上額<br>（千円） | 差額<br>（千円） | 区分                                    | 種類                  | 取得原価<br>（千円）    | 貸借対照<br>表計上額<br>（千円） | 差額<br>（千円） |
| 貸借対照表計上<br>額が取得原価を<br>超えるもの           | 投資信託                | 3,100,000       | 3,515,336            | 415,336    | 貸借対照表計上<br>額が取得原価を<br>超えるもの           | 投資信託                | 1,140,000       | 1,505,843            | 365,843    |
| 貸借対照表計上<br>額が取得原価を<br>超えないもの          | コマー<br>シャル・<br>ペーパー | 10,197,717      | 10,197,717           | -          | 貸借対照表計上<br>額が取得原価を<br>超えないもの          | 投資信託                | 10,000          | 9,912                | 88         |
|                                       |                     |                 |                      |            |                                       | コマー<br>シャル・<br>ペーパー | 15,497,189      | 15,497,189           | -          |
| 2. 当事業年度中に売却したその他有価証券                 |                     |                 |                      |            | 2. 当事業年度中に売却したその他有価証券                 |                     |                 |                      |            |
| 売却額（千円）                               | 売却益の合計額<br>（千円）     | 売却損の合計額<br>（千円） |                      |            | 売却額（千円）                               | 売却益の合計額<br>（千円）     | 売却損の合計額<br>（千円） |                      |            |
| 1,900,000                             | -                   | -               |                      |            | 2,610,062                             | 320,553             | 491             |                      |            |

## （デリバティブ取引関係）

| 第18期<br>（自 平成24年4月1日<br>至 平成25年3月31日）   | 第19期<br>（自 平成25年4月1日<br>至 平成26年3月31日） |
|---|---------------------------------------|
| 当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、<br>該当事項はありません。 | 同左                                    |

## （退職給付関係）

| 第18期<br>（自 平成24年4月1日<br>至 平成25年3月31日）  | 第19期<br>（自 平成25年4月1日<br>至 平成26年3月31日） |
|--|---------------------------------------|
| 1. 採用している退職給付制度の概要<br>当社は、退職給付制度を採用しておりません。                                    | 1. 採用している退職給付制度の概要<br>同左              |
| 2. 退職給付費用に関する事項<br>損益計算書上、出向者負担金等に含まれる退職給付<br>費用負担金相当額を、退職給付費用として計上してお<br>ります。 | 2. 退職給付費用に関する事項<br>同左                 |

## （税効果会計関係）

| 第18期<br>（自 平成24年4月1日<br>至 平成25年3月31日）                                   | 第19期<br>（自 平成25年4月1日<br>至 平成26年3月31日）                                   |
|---|---|
| 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別<br>内訳  | 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別<br>内訳  |
| 繰延税金資産（流動資産）  | 繰延税金資産（流動資産）  |
| 未払費用 592,366千円  | 未払費用 634,857千円  |
| 未払事業税 54,579  | 未払事業税 165,496   |
| その他 8,172   | その他 10,209  |
| 小計 655,118  | 小計 810,563  |
| 繰延税金負債（流動負債）  | 繰延税金負債（流動負債）  |
| 小計 -  | 小計 -  |
| 繰延税金資産（流動資産）<br>の純額 655,118   | 繰延税金資産（流動資産）<br>の純額 810,563   |
| 繰延税金資産（固定資産）  | 繰延税金資産（固定資産）  |
| 長期未払費用 1,239,518  | 長期未払費用 1,702,486  |
| 役員退職慰労引当金 80,193  | 役員退職慰労引当金 70,593  |
| その他 56,884  | その他 41,028  |
| 小計 1,376,595  | 小計 1,814,108  |
| 繰延税金負債（固定負債）  | 繰延税金負債（固定負債）  |
| その他有価証券評価差額金 157,869  | その他有価証券評価差額金 130,355  |
| 小計 157,869  | 小計 130,355  |
| 繰延税金資産（固定資産）<br>の純額 1,218,726千円   | 繰延税金資産（固定資産）<br>の純額 1,683,753千円   |
| 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担<br>率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原<br>因となった主要な項目別の内訳 | 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担<br>率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原<br>因となった主要な項目別の内訳 |
| 法定実効税率 38.01 %  | 法定実効税率 38.01 %  |
| （調整）  | （調整）  |
| 賞与等永久に損金に算入されない<br>項目 26.89 %   | 賞与等永久に損金に算入されない<br>項目 7.42 %  |
| その他 3.55 %  | その他 0.89 %  |
| 税効果会計適用後の法人税等の負<br>担率 68.45 %   | 税効果会計適用後の法人税等の負<br>担率 46.31 %   |

| <p style="text-align: center;">第18期<br/>(自 平成24年 4月 1日<br/>至 平成25年 3月31日)</p>                                      | <p style="text-align: center;">第19期<br/>(自 平成25年 4月 1日<br/>至 平成26年 3月31日)</p>   |
|--|---|
| <p>3．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正<br/>該当事項はありません。</p> <p>4．決算日後に法人税等の税率の変更があった場合のその内容及び影響<br/>該当事項はありません。</p> | <p>3．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正<br/>「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年 3月31日に公布され、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）により開始され、平成26年 4月 1日に開始する事業年度まで適用される予定だった復興特別法人税が、平成25年 4月 1日に開始する事業年度をもって廃止されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年 4月 1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について従来の38.01%から35.64%となります。この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は45百万円減少し、法人税等調整額が53百万円増加しております。</p> <p>4．決算日後に法人税等の税率の変更があった場合のその内容及び影響<br/>該当事項はありません。</p> |

## （セグメント情報等）

第18期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

## 〔セグメント情報〕

当社の報告セグメントは、投資運用業者として単一であるため、該当事項はありません。

## 〔関連情報〕

## 1．製品及びサービスに関する情報

（単位：千円）

|           | 委託者報酬      | 運用受託報酬    | オフショア・ファンド<br>関連報酬等 | 合計         |
|-----------|------------|-----------|---------------------|------------|
| 外部顧客からの収益 | 10,394,695 | 5,903,536 | 5,346,245           | 21,644,477 |

## 2．地域ごとの情報

## (1) 営業収益

（単位：千円）

| 日本         | その他       | 合計         |
|------------|-----------|------------|
| 19,592,948 | 2,051,528 | 21,644,477 |

海外の外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める地域はありません。

## (2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、該当事項はありません。

## 3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

第19期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

## 〔セグメント情報〕

当社の報告セグメントは、投資運用業者として単一であるため、該当事項はありません。

## 〔関連情報〕

## 1．製品及びサービスに関する情報

（単位：千円）

|           | 委託者報酬      | 運用受託報酬    | オフショア・ファンド<br>関連報酬等 | 合計         |
|-----------|------------|-----------|---------------------|------------|
| 外部顧客からの収益 | 13,635,195 | 9,656,904 | 6,207,085           | 29,499,185 |

## 2．地域ごとの情報

## (1) 営業収益

（単位：千円）

| 日本         | 米国        | その他       | 合計         |
|------------|-----------|-----------|------------|
| 24,320,243 | 4,007,386 | 1,171,554 | 29,499,185 |

営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

## (2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、該当事項はありません。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

## （関連当事者情報）

第18期  
（自 平成24年 4月 1日  
至 平成25年 3月31日）

## 親会社及び法人主要株主等

| 種類  | 会社等の名称                        | 所在地                | 資本金又は出資金    | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有（被所有）割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容        | 取引金額（千円）  | 科目 | 期末残高（千円） |
|-----|-------------------------------|--------------------|-------------|-----------|----------------|-----------|--------------|-----------|----|----------|
| 親会社 | ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー | アメリカ合衆国<br>ニューヨーク州 | 293<br>百万ドル | 投資顧問業     | 被所有<br>直接 99%  | 投資助言      | その他営業収益（注1）  | 5,294,986 |    |          |
|     |                               |                    |             |           |                |           | 委託調査費の支払（注1） | 4,843,198 |    |          |

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）その他営業収益及び委託調査費の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき決定しております。

## 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

## 兄弟会社等

| 種類      | 会社等の名称                                | 所在地                | 資本金又は出資金       | 事業の内容又は職業                      | 議決権等の所有（被所有）割合 | 関連当事者との関係                | 取引の内容                              | 取引金額（千円）             | 科目         | 期末残高（千円）   |
|---------|---------------------------------------|--------------------|----------------|--------------------------------|----------------|--------------------------|------------------------------------|----------------------|------------|------------|
| 親会社の子会社 | ゴールドマン・サックス証券株式会社                     | 東京都港区              | 83,616<br>百万円  | 金融商品取引業                        |                | 業務委託<br>役員の兼任<br>有価証券の購入 | 兼務従業員の<br>人件費等の支払（注1）              | 2,408,126            | 有価証券       | 10,197,717 |
|         |                                       |                    |                |                                |                |                          |                                    |                      | 未払費用       | 309,903    |
| 親会社の子会社 | ゴールドマン・サックス・ジャパ<br>ン・ホールディングス<br>有限公司 | 東京都港区              | 100<br>百万円     | ゴールドマン・サックス・グループ人事・総務・施設管理業務受託 |                | 従業員出<br>向受入等<br>役員の兼任    | 出向者に関する<br>人件費等の<br>負担金（注2）        |                      | 未払費用       | 1,335,190  |
|         |                                       |                    |                |                                |                |                          | 営業費用及<br>び一般管理<br>費<br>株式従業員<br>報酬 | 6,694,581<br>230,495 | 長期未払<br>費用 | 3,706,199  |
| 親会社の子会社 | ゴールドマン・サックス・バンク・USA                   | アメリカ合衆国<br>ニューヨーク州 | 20,667<br>百万ドル | 銀行業                            |                | 現金の預入                    |                                    |                      | 現金・預金      | 579,001    |

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）兼務従業員の人件費等の支払に関しては、グループ会社間の契約に基づき、決定しております。

（注2）ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限公司（以下GSJH）より出向している役員及び従業員の給料、賞与、退職金等の支払はGSJHより行われております。

但し、これらの費用はGSJHより当社に請求されるものであり、賞与及び退職給付の引当額については、当社においてはGSJHに対する債務として処理しております。

## 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## 親会社情報

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（未上場）

第19期  
（自 平成25年4月1日  
至 平成26年3月31日）

## 親会社及び法人主要株主等

| 種類  | 会社等の名称                        | 所在地                | 資本金<br>又は出<br>資金 | 事業の内容<br>又は職業 | 議決権等の<br>所有（被所有）<br>割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容                       | 取引金額<br>（千円）           | 科目 | 期末残高<br>（千円） |
|-----|-------------------------------|--------------------|------------------|---------------|------------------------|-----------|-----------------------------|------------------------|----|--------------|
| 親会社 | ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー | アメリカ合衆国<br>ニューヨーク州 | 276<br>百万ドル      | 投資顧問業         | 被所有<br>直接 99%          | 投資助言      | その他営業収益（注1）<br>委託調査費の支払（注1） | 6,098,382<br>5,933,889 |    |              |

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）その他営業収益及び委託調査費の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき決定しております。

## 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

## 兄弟会社等

| 種類      | 会社等の名称                            | 所在地                | 資本金<br>又は出<br>資金 | 事業の内容<br>又は職業                  | 議決権等の<br>所有（被所有）<br>割合 | 関連当事者との関係                | 取引の内容   | 取引金額<br>（千円）         | 科目                 | 期末残高<br>（千円）           |
|---------|-----------------------------------|--------------------|------------------|--------------------------------|------------------------|--------------------------|---|----------------------|--------------------|------------------------|
| 親会社の子会社 | ゴールドマン・サックス証券株式会社                 | 東京都港区              | 83,616<br>百万円    | 金融商品取引業                        |                        | 業務委託<br>役員の兼任<br>有価証券の購入 | 兼務従業員の<br>人件費等の支払（注1）   | 2,207,798            | 有価証券<br>未払費用       | 15,497,189<br>278,488  |
| 親会社の子会社 | ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス<br>有限公司 | 東京都港区              | 100<br>百万円       | ゴールドマン・サックス・グループ人事・総務・施設管理業務受託 |                        | 従業員出<br>向受入等<br>役員の兼任    | 出向者に関する<br>人件費等の<br>負担金<br>（注2）<br>営業費用及<br>び一般管理<br>費<br>株式従業員<br>報酬 | 8,427,134<br>272,838 | 未払費用<br>長期未払<br>費用 | 2,505,305<br>5,560,064 |
| 親会社の子会社 | ゴールドマン・サックス・バンク・USA               | アメリカ合衆国<br>ニューヨーク州 | 20,667<br>百万ドル   | 銀行業                            |                        | 現金の預<br>入                |   |                      | 現金・預<br>金          | 1,760,744              |
| 親会社の子会社 | ゴールドマン・サックス・インベストメント・ストラテジー・LLC   | アメリカ合衆国<br>ニューヨーク州 | 25<br>百万ドル       | 投資顧問業                          |                        | 投資助言                     | 運用受託報酬<br>（注3）  | 3,329,598            |                    |                        |

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）兼務従業員の人件費等の支払に関しては、グループ会社間の契約に基づき、決定しております。

（注2）ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限公司（以下GSJH）より出向している役員及び従業員の給料、賞与、退職金等の支払はGSJHより行われております。

但し、これらの費用はGSJHより当社に請求されるものであり、賞与及び退職給付の引当額については、当社においてはGSJHに対する債務として処理しております。

（注3）運用受託報酬に関しては、関係会社間の契約に基づき決定しております。

## 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## 親会社情報

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）  
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（未上場）

## (1株当たり情報)

| 第18期<br>(自 平成24年4月1日<br>至 平成25年3月31日)                    |               | 第19期<br>(自 平成25年4月1日<br>至 平成26年3月31日) |               |
|--|---------------|---------------------------------------|---------------|
| 1株当たり純資産額  | 2,243,995円98銭 | 1株当たり純資産額                             | 2,635,613円85銭 |
| 1株当たり当期純利益金額   | 47,254円38銭    | 1株当たり当期純利益金額                          | 395,065円83銭   |
| 損益計算書上の当期純利益   | 302,428千円     | 損益計算書上の当期純利益                          | 2,528,421千円   |
| 1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益                          | 302,428千円     | 1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益       | 2,528,421千円   |
| 差額   | -             | 差額                                    | -             |
| 期中平均株式数  |               | 期中平均株式数                               |               |
| 普通株式   | 6,400株        | 普通株式                                  | 6,400株        |
| なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載しておりません。 |               | 同左                                    |               |

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。



## 1. 中間財務諸表

## (1) 中間貸借対照表

| 区分        | 注記<br>番号 | 第20期中間会計期間末<br>(平成26年9月30日) |       |
|-----------|----------|-----------------------------|-------|
|           |          | 金額                          | 構成比   |
| (資産の部)    |          | 千円                          | %     |
| 流動資産      |          |                             |       |
| 現金・預金     |          | 9,878,196                   |       |
| 有価証券      |          | 11,998,406                  |       |
| 支払委託金     |          | 51                          |       |
| 前払費用      |          | 2,594                       |       |
| 未収委託者報酬   |          | 1,778,887                   |       |
| 未収運用受託報酬  |          | 1,742,732                   |       |
| 未収収益      |          | 916,423                     |       |
| 繰延税金資産    |          | 1,176,557                   |       |
| 流動資産計     |          | 27,493,850                  | 88.4  |
| 固定資産      |          |                             |       |
| 投資その他の資産  |          |                             |       |
| 投資有価証券    |          | 1,686,101                   |       |
| 長期差入保証金   |          | 10,000                      |       |
| 繰延税金資産    |          | 1,923,888                   |       |
| 投資その他の資産計 |          | 3,619,989                   |       |
| 固定資産計     |          | 3,619,989                   | 11.6  |
| 資産合計      |          | 31,113,839                  | 100.0 |

| 区分     | 注記<br>番号 | 第20期中間会計期間末<br>(平成26年9月30日) |      |
|--------|----------|-----------------------------|------|
|        |          | 金額                          | 構成比  |
| (負債の部) |          | 千円                          | %    |
| 流動負債   |          |                             |      |
| 預り金    |          | 347                         |      |
| 未払金    |          | 569,506                     |      |
| 未払費用   |          | 3,916,909                   |      |
| 未払法人税等 |          | 1,585,632                   |      |
| 未払消費税  | * 1      | 236,540                     |      |
| 流動負債計  |          | 6,308,935                   | 20.3 |
| 固定負債   |          |                             |      |
| 長期未払費用 |          | 6,798,036                   |      |
| 固定負債計  |          | 6,798,036                   | 21.8 |
| 負債合計   |          | 13,106,972                  | 42.1 |

| 区分           | 注記<br>番号 | 第20期中間会計期間末<br>(平成26年9月30日) |       |
|--------------|----------|-----------------------------|-------|
|              |          | 金額                          | 構成比   |
| (純資産の部)      |          |                             |       |
| 株主資本         |          |                             |       |
| 資本金          |          | 490,000                     |       |
| 資本剰余金        |          |                             |       |
| 資本準備金        |          | 390,000                     |       |
| 資本剰余金合計      |          | 390,000                     |       |
| 利益剰余金        |          |                             |       |
| その他利益剰余金     |          |                             |       |
| 繰越利益剰余金      |          | 16,839,904                  |       |
| 利益剰余金合計      |          | 16,839,904                  |       |
| 株主資本合計       |          | 17,719,904                  | 57.0  |
| 評価・換算差額等     |          |                             |       |
| その他有価証券評価差額金 |          | 286,962                     |       |
| 評価・換算差額等合計   |          | 286,962                     |       |
| 純資産合計        |          | 18,006,867                  | 57.9  |
| 負債・純資産合計     |          | 31,113,839                  | 100.0 |

## (2) 中間損益計算書

| 区分           | 注記<br>番号 | 第20期中間会計期間<br>(自 平成26年4月1日<br>至 平成26年9月30日) |       |
|--------------|----------|---|-------|
|              |          | 金額  | 百分比   |
|              |          | 千円  | %     |
| 営業収益         |          |   |       |
| 委託者報酬        |          | 6,999,852                                   |       |
| 運用受託報酬       |          | 4,738,635                                   |       |
| その他営業収益      |          | 3,063,757                                   |       |
| 営業収益計        |          | 14,802,245                                  | 100.0 |
| 営業費用及び一般管理費  |          | 12,572,441                                  | 84.9  |
| 営業利益         |          | 2,229,804                                   | 15.1  |
| 営業外収益        | * 1      | 46,240                                      | 0.3   |
| 営業外費用        | * 2      | 245,503                                     | 1.7   |
| 経常利益         |          | 2,030,541                                   | 13.7  |
| 税引前中間純利益     |          | 2,030,541                                   | 13.7  |
| 法人税、住民税及び事業税 |          | 1,577,847                                   | 10.7  |
| 法人税等調整額      |          | 634,682                                     | 4.3   |
| 中間純利益        |          | 1,087,376                                   | 7.3   |

## 重要な会計方針

| 項目                           | 第20期中間会計期間<br>(自 平成26年4月1日<br>至 平成26年9月30日)   |
|------------------------------|---|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法           | <p>その他有価証券<br/>時価のあるもの<br/>時価をもって中間貸借対照表価額とし、取得原価（移動平均法による原価法）ないし償却原価との評価差額については全部純資産直入する方法によっております。</p> <p>時価のないもの<br/>移動平均法による原価法によっております。</p>  |
| 2. 引当金の計上基準                  | <p>(1) 貸倒引当金<br/>貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 金融商品取引責任準備金<br/>金融商品取引事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5第1項に基づく責任準備金を計上しております。</p>   |
| 3. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | <p>(1) 株式従業員報酬の会計処理方法<br/>役員及び従業員に付与されております、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報酬については、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」に準じて、権利付与日公正価値及び付与された株数に基づき計算される費用を権利確定計算期間にわたり人件費（営業費用及び一般管理費）として処理しております。また、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクおよびゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限会社との契約に基づき当社が負担する、権利付与日以降の株価の変動により発生する損益については営業外損益として処理しております。</p> <p>(2) 消費税等の会計処理<br/>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p> |

## 注記事項

(中間貸借対照表関係)

| 項目           | 第20期中間会計期間末<br>(平成26年9月30日)               |
|--------------|---|
| * 1 消費税等の取扱い | 控除対象の仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動負債に表示しております。 |

(中間損益計算書関係)

| 項目                | 第20期中間会計期間<br>(自 平成26年4月1日<br>至 平成26年9月30日) |           |
|-------------------|---|-----------|
| * 1 営業外収益のうち主要なもの | 有価証券分配金                                     | 27,748千円  |
|                   | 受取利息  | 9,606千円   |
|                   | 為替差益  | 6,396千円   |
| * 2 営業外費用のうち主要なもの | 株式従業員報酬                                     | 245,364千円 |

## （リース取引関係）

第20期中間会計期間（自平成26年4月1日 至平成26年9月30日）  
注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項はありません。

## （金融商品関係）

第20期中間会計期間（自平成26年4月1日 至平成26年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成26年9月30日現在における中間貸借対照表計上額、中間貸借対照表日における時価及びその差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

|          | 中間貸借対照表計上額 | 時価         | 差額 |
|----------|------------|------------|----|
| 現金・預金    | 9,878,196  | 9,878,196  | -  |
| 有価証券     |            |            |    |
| その他有価証券  | 11,998,406 | 11,998,406 | -  |
| 未収委託者報酬  | 1,778,887  | 1,778,887  | -  |
| 未収運用受託報酬 | 1,742,732  | 1,742,732  | -  |
| 投資有価証券   |            |            |    |
| その他有価証券  | 1,686,101  | 1,686,101  | -  |

## 金融商品の時価の算定方法

投資有価証券以外の上記金融資産については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

投資有価証券につきましては、投資信託のため、直近の基準価額によっております。

## （有価証券関係）

第20期中間会計期間末（平成26年9月30日）

その他有価証券で時価のあるもの

（単位：千円）

| 区分                     | 種類          | 取得原価       | 中間貸借対照表計上額 | 差額      |
|------------------------|-------------|------------|------------|---------|
| 中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの  | 投資信託        | 1,225,000  | 1,671,024  | 446,024 |
| 中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | 投資信託        | 15,230     | 15,076     | 153     |
|                        | コマーシャル・ペーパー | 11,998,406 | 11,998,406 | -       |

## （デリバティブ取引関係）

第20期中間会計期間（自平成26年4月1日 至平成26年9月30日）

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。



（セグメント情報等）

第20期中間会計期間（自平成26年4月1日 至平成26年9月30日）

〔セグメント情報〕

当社の報告セグメントは、投資運用業者として単一であるため、該当事項はありません。

〔関連情報〕

1．製品及びサービスに関する情報

（単位：千円）

|           | 委託者報酬     | 運用受託報酬    | オフショア・<br>ファンド関連報酬等 | 合計         |
|-----------|-----------|-----------|---------------------|------------|
| 外部顧客からの収益 | 6,999,852 | 4,738,635 | 3,063,757           | 14,802,245 |

2．地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

| 日本         | 米国        | その他     | 合計         |
|------------|-----------|---------|------------|
| 12,151,285 | 1,948,257 | 702,703 | 14,802,245 |

営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

## （ 1株当たり情報）

| 第20期中間会計期間<br>（自 平成26年 4月 1日<br>至 平成26年 9月30日）           |               |
|--|---------------|
| 1株当たり純資産額  | 2,813,573円00銭 |
| 1株当たり中間純利益金額   | 169,902円56銭   |
| なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載してありません。 |               |
| （ 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎）                                   |               |
| 中間損益計算書上の中間純利益   | 1,087,376千円   |
| 1株当たり中間純利益金額の算定に用いられた普通株式に係る中間純利益                        | 1,087,376千円   |
| 差 額  | - 千円          |
| 期中平均株式数  |               |
| 普通株式   | 6,400株        |

## （ 重要な後発事象）

第20期中間会計期間（自平成26年 4月 1日 至平成26年 9月30日）

該当事項はありません。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

#### 5【その他】

- (1) 委託会社に関し、定款の変更、営業譲渡および営業譲受、出資の状況その他の重要な事項は予定されておりません。
- (2) 本書提出日現在の前1年以内において、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実は存在しておりません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1) 投資顧問会社

(2013年12月末日現在)

| 名称   | 資本金の額                                      | 事業の内容  |
|--|--|--|
| ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー<br>(G S A Mニューヨーク) | 276.2百万米ドル<br>(29,109百万円。<br>1米ドル=105.39円) | G S A Mニューヨークは、米国において、内外の有価証券等に係る投資顧問業務およびその他付帯関連する一切の業務を営んでいます。 |

#### (2) 受託銀行

(2014年3月末日現在)

| 名称          | 資本金の額      | 事業の内容  |
|-------------|------------|--|
| みずほ信託銀行株式会社 | 247,369百万円 | 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。 |

#### (3) 販売会社

(2014年3月末日現在)

| 名称         | 資本金の額     | 事業の内容                                    |
|------------|-----------|--|
| 東海東京証券株式会社 | 6,000百万円  | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を中心としたサービスを提供しています。 |
| 高木証券株式会社   | 11,069百万円 |  |
| 株式会社SBI証券  | 47,938百万円 |  |

### 2【関係業務の概要】

#### (1) 投資顧問会社

G S A Mニューヨークは本ファンドの投資顧問会社であり、本ファンドに関し、委託会社より日本株式の運用（デリバティブ取引等に係る運用を含みます。）の指図に関する権限の委託を受けて投資判断・発注等を行っています。

#### (2) 受託銀行

本ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

#### (3) 販売会社

本ファンドの販売会社として、ファンドの募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

### 3【資本関係】

#### (1) 投資顧問会社

G S A Mニューヨークおよび委託会社はいずれもザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの子会社です。G S A Mニューヨークは、委託会社の発行済株式総数の99%を所有する親会社です。

#### (2) 受託銀行

該当事項はありません。

#### (3) 販売会社

該当事項はありません。

### 第3【参考情報】

当計算期間において提出した書類は以下のとおりです。

|            |               |
|------------|---------------|
| 2014年5月28日 | 臨時報告書         |
| 2014年8月8日  | 有価証券報告書       |
| 2014年8月8日  | 有価証券届出書の訂正届出書 |
| 2014年8月28日 | 臨時報告書         |

独立監査人の監査報告書

平成26年6月2日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 和田 渉  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

**財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

**監査人の責任**

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**監査意見**

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**利害関係**

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年12月10日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 和田 渉  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているGS 日本株・プラス（米ドルコース）の平成26年5月13日から平成26年11月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、GS 日本株・プラス（米ドルコース）の平成26年11月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2）XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成26年12月1日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 和田 渉  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第20期事業年度の中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成26年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注1）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2）XBRLデータは監査の対象には含まれていません。